

## 自殺対策計画進捗確認シート

## 【基本施策】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	目標値	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
<b>基本施策1 地域におけるネットワークの強化</b>									
1 (1) 松戸市自殺対策推進部会を開催する	松戸市自殺対策推進部会の開催	P.22	1回/年以上	健康推進課		令和3年9月にオンラインで開催。外部委員7名を含む19名が参加。市の自殺統計および計画の進捗状況を共有し、今後の取り組みの方向性について検討した。	新型コロナウイルス感染症の影響により、会場開催をオンラインに変更し開催した。委員より、今後の取り組みについて様々な意見を頂き、令和4年度の取り組みに反映することができた。	◎	昨年度同様、感染状況に応じた方法で開催する。次年度は計画評価および次期計画策定の年になるため、今年度の会議は、より活発な議論が行えるよう工夫する。 【開催 1回以上】
2 (2) 松戸市自殺対策庁内連携会議を開催する	松戸市自殺対策庁内連携会議の開催	P.22	1回/年以上	健康推進課		令和3年7月に開催し、庁内17の構成課が参加した。市の自殺統計を共有し、関係各課が、相談状況や計画の進捗状況について報告した。	庁内17課が参加し、自殺の現状や各課の取り組みを共有することができた。会議において相談窓口連携図を提示し、「松戸市いのち支える連携ガイドブック」の作成につながった。	◎	昨年度同様、感染状況に応じた方法で開催する。令和4年度新規事業等について、関係課が共有し、連携を強化できるよう内容を工夫する。【開催 1回以上】
3 (3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	①松戸市多重債務問題対策庁内連絡会を開催します	P.22	年1回開催	消費生活課		年1回開催（2月）	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインにて研修動画を視聴する方式とした。多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化することができた。	◎	年1回開催（2月）
4 (3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	②いじめ防止対策委員会と連携します	P.22	年3回＋必要に応じて複数回	児童生徒課		いじめ防止対策委員会の開催（複数回の開催）	必要に応じて会を開催することができた	◎	必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催
5 (3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	③高齢者虐待防止ネットワークと連携します	P.22	実施	地域包括ケア推進課		高齢者虐待防止ネットワーク全体会を年2回、高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議を年5回、ZOOMも併用することで感染対策に留意し継続して実施した。また、月に1回、個別事例検討会を実施し、他分野の支援機関にも参加を促し、虐待の有無及び終結の判断、事例の検討等を行った。 若い世代、養護者世代の高齢者虐待防止理解向上のために、また地域住民からの通報が増えるように、SNSを活用した高齢者虐待防止の周知や認知症サポーター養成講座等各種事業の機会を通じて周知を図った。 専門職向け研修会や市民向け講演会については、通常の研修会・講演会に加え、今年度は動画を撮影し、ホームページへの掲載やDVD作成を行い、幅広い方に見て頂ける機会を提供した。	全体会や担当者会議、個別事例検討会等を通して虐待防止に関する様々な取り組みや知見を深めるとともに、他分野の支援者との連携・ネットワークを強化することにつながった。 また、若い世代や地域住民への高齢者虐待防止の理解向上や通報・相談先の周知啓発のため、様々な機会を通じて普及啓発を図った結果、地域住民からの通報件数の割合も増加している。	◎	令和3年度の活動を継続しながら、相談先や通報先の周知啓発をより一層図るとともに、複合的な課題解決も含め、支援者間のネットワークをより強化し効果的に支援を行う体制を整えていく。
6 (3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	④児童虐待防止ネットワーク関連機関間で連携します	P.22	-	子ども家庭相談課		【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者（運営）会議：2回 ③実務者（ケース進行管理）会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 （市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催）	新型コロナウイルスの影響で書面開催等の変更があったが、予定とおりに会議を開催できた。このことにより関係機関との連携を深めることができた。 また、啓発活動を行うことで児童虐待防止・DV婦人相談の普及を行うことができた。	◎	【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者（運営）会議：2回 ③実務者（ケース進行管理）会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 （市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催）
7 (3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	⑤松戸市障害者差別解消支援地域協議会、松戸市地域自立支援協議会と連携します	P.22	・松戸市障害者差別解消支援地域協議会を年1回以上開催 ・松戸市地域自立支援協議会の本会議年1回以上開催	障害福祉課		・松戸市障害者虐待防止ネットワーク 2回開催 ・松戸市地域自立支援協議会 2回開催	定期的にネットワークを開催することで、取り組みの共有、進捗管理について見直しも含めながら、話し合っている。	◎	実施を継続
8 (4) 千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸健康福祉センターと連携する	①千葉県自殺対策推進センターから助言を受け、自殺対策を推進します	P.22	実施	健康推進課		「松戸市いのち支える連携ガイドブック」に千葉県自殺対策班が実施するSNS相談の情報を掲載したほか、令和4年度の新規事業を検討するにあたり、自殺対策班と情報共有を図った。また、千葉県精神保健福祉センターについても連携ガイドブックに情報を掲載するなど、連携強化に努めた。	千葉県自殺対策班の担当職員とは様々な連絡や相談を行い、会議等を通じて顔の見える関係をつくることができた。	◎	引き続き、連携ガイドブックや新規事業を通じて、自殺対策班、千葉県精神保健福祉センターと情報共有を行い、助言を得ながら効果的な対策につなげていく。
9 (4) 千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸健康福祉センターと連携する	②千葉県松戸健康福祉センターの協力により、事業を推進します	P.22	実施	健康推進課		「松戸市いのち支える連携ガイドブック」に松戸保健所の情報を掲載したほか、個別のケース支援等を通じて連携を図った。	松戸保健所は自殺対策推進部会の委員であるが、コロナ対策等により部会への参加が叶わなかった。連携ガイドブック等による連携を図ったが、令和4年度はより一層の連携強化が図れるよう、方法の検討が必要である。	○	令和4年度、自殺対策に関する新規相談事業を開始することから、松戸保健所との連携強化は不可欠であるため、定期的に情報を共有できる仕組みを検討する。
10 (5) 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を強化する	医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化	P.22	実施	健康推進課		「こころの体温計」のチラシ設置等を通じて連携を図った。また、連携ガイドブックに市内の心療内科、精神科の医療機関の情報を掲載した。自殺対策推進部会、健康づくり推進会議を通じて計画の進捗状況を共有した。	事業の周知等による連携は図られているが、組織的に計画推進に関わってもらえるような連携方法について、さらに検討が必要である。	○	連携ガイドブックを医師会、薬剤師会、歯科医師会に配布し、自殺対策の認識を共有しながら、効果的な連携方法を探っていく。【連携ガイドブックの配布】
11		P.22	実施	健康推進課		個別に市内の心療内科、精神科の医療機関と連絡をとり、「松戸市いのち支える連携ガイドブック」に情報を掲載した。また、各課で個別ケース支援を通じて連携が図られた。	個別ケース支援において連携が図られたほか、連携ガイドブックの掲載、配布を通じて、相談窓口情報等、自殺対策に関わる情報を共有することができた。	○	令和4年度、自殺対策に関する新規相談事業を開始することから、精神科等の医療機関と個別に連携を深め、ネットワークの強化を図る。

	計画における項目	実施内容	計画書ページ	目標値	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
12	(6) 市内医療機関と連携する	市内医療機関との連携	P.22	実施	子ども家庭相談課 母子保健担当室		産科医療機関懇談会は、新型コロナウイルス感染防止のため中止。市内外13医療機関を対象としてアンケート調査を実施し、12医療機関より回答あり郵送による情報共有を行なった。 母子保健連絡協議会を年1回実施	懇談会は実施できなかったが、アンケートを通じて、新型コロナウイルス感染症への対策や妊産婦支援等について情報共有を行うことができた。 母子保健連絡協議会は1回実施し、併せて医療機関と連携を深めることができた。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、産科医療機関との懇談会を年1回、母子保健連絡協議会を年1回実施
13			P.22	実施	地域包括ケア推進課		高齢者分野における各事業において市内医療機関と連携を図りながら実施した。医療が必要と考えられるが、受診拒否や受診中断が見られる方に対して、地域ごとに配置された地域サポート医や在宅医療・介護連携支援センターと連携し課題解決に務めた。	在宅医療・介護連携支援センターやかかりつけ医と連携しながら実施している。	◎	令和3年度の活動を継続する。各種会議や研修等を通じ、地域サポート医をはじめとする市内医療機関との連携を深め、支援体制を強化していく。
14			P.22	実施	障害福祉課		ケースワークにおける相談、会議の出席等の個々の連携及び その他医療費の助成、申請等の医療機関による問い合わせ等対応を実施。	日々の業務において実施	○	実施を継続
15			P.22	実施	生活支援一課 生活支援二課		個々の生活保護CWが、必要に応じて嘱託医との相談や、医療機関との連携を行い、被保護者の支援を行っている。	各CWごとに必要に応じ、嘱託医への相談や、松戸市在宅医療、介護連携支援センター等の外部機関と連携し、被保護世帯を適切な医療機関へ受診させた。	◎	実施を継続
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成										
16	(1) 様々な職種を対象とする研修を実施する	①松戸市職員を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	P.22	実施	健康推進課		一般向け・若年支援者向けに各1回ずつゲートキーパー養成研修をオンデマンド配信にて実施し、計362名が受講した。内容に合わせて該当部署に周知を行い、計26課154名の松戸市職員が受講した。(うち自殺対策庁内連携会議構成所属課職員は17課中11課95名)	オンデマンド配信で各自業務の予定に合わせた受講が可能であったこと、自殺対策庁内連携会議構成所属課への電話かけ等による周知の強化をしたことが、受講者数の増加につながった。	◎	引き続き一般向け及び若年支援者向けのゲートキーパー養成研修を実施する。より多くの職員に受講していただけるよう、実施方法及び周知方法について検討していく。 【ゲートキーパー養成研修2回実施、400人受講】
17	(1) 様々な職種を対象とする研修を実施する	②松戸市の事業に関わる関係者を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	P.23	5年間で関係者各職種に実施	健康推進課		一般向け・若年支援者向けに各1回ずつゲートキーパー養成研修をオンデマンド配信にて実施し、計362名が受講した。	オンデマンド配信で各自業務の予定に合わせた受講が可能であったことが受講者の確保につながった。参加者すべての所属を把握できていないことが課題である。	◎	引き続き一般向け及び若年支援者向けのゲートキーパー養成研修を実施する。より多くの松戸市事業関係者に受講していただけるよう、実施方法及び周知方法について検討していく。 【ゲートキーパー養成研修2回実施、400人受講】
18	(1) 様々な職種を対象とする研修を実施する	③ハローワーク職員、美・理容師、ケアマネジャー、薬剤師、教員などの職種の人たちを対象とするゲートキーパー養成研修の実施	P.23	5年間で関係者各職種に実施	健康推進課		一般向け・若年支援者向けに各1回ずつゲートキーパー養成研修をオンデマンド配信にて実施し、合計で362名が受講した。	オンデマンド配信で各自業務の予定に合わせた受講が可能であったことが受講者の確保につながった。参加者すべての所属を把握できていないことが課題である。	◎	引き続き一般向け及び若年支援者向けのゲートキーパー養成研修を実施する。より多くの松戸市事業関係者に受講していただけるよう、実施方法及び周知方法について検討していく。 【ゲートキーパー養成研修2回実施、400人受講】
19	(2) 市民に対する研修会を開催する	①市民に対するゲートキーパー養成研修の実施	P.23	実施	健康推進課		一般向けゲートキーパー養成研修をオンデマンド配信にて実施し、253名が受講した。 受講者は50歳代までが約6割を占めており、10歳代の参加もあった。	オンデマンド配信で、個人の予定に合わせた受講が可能であったことから若い世代の受講につながったと考えられる。一方で、実技においては対面での研修が効果的であると考えられるため、実施方法について検討が必要である。	◎	引き続き一般向けゲートキーパー養成研修を実施する。より多くの市民に受講していただけるよう、会場開催とオンデマンド配信の両方での実施を検討する。また、町会等団体を対象としてDVDの作成及び貸し出しも検討する。 【ゲートキーパー養成研修2回実施、400人受講】
基本施策3 市民への啓発と周知										
20	(1) リーフレット・啓発グッズなどを作成し配布する	①メンタルヘルスチェックシステムのQRコードを記載したチラシやカードの作成と配付	P.23	5,000部以上/年	健康推進課		従来の周知先に加え自殺者が増加した女性や若者をターゲットに、女性を対象としたがん検診や理美容組合、市内全公立高校1年生へ啓発チラシを配布した(約7,000枚)。 こころの体温計アクセス数は68,863件だった。	こころの体温計アクセス数は、前年比で2割弱減少したが、幅広い世代や対象者への周知により、過去5年間のアクセス数では2番目に多い件数だった。	○	引き続きチラシ等を用いて市民への啓発を実施する。こころの体温計を若者向けのデザインに改定しキャリアファイルとして作成の上、市内全私立公立高校1.2年生へ配布する。 【チラシ5,000枚以上、市内全私立公立高校1.2年生へのキャリアファイル配布、こころの体温計アクセス数60,000件以上】
21	(1) リーフレット・啓発グッズなどを作成し配布する	②メンタルヘルスチェックシステムの周知	P.23	配布数3,000以上/年	健康推進課		上記啓発チラシの配布に加え、健康推進員定例会においては出席者115名にその場でこころの体温計を操作し体験する時間をとった。	チラシの配布だけでなく、健康教育の際などにその場でメンタルヘルスチェックシステムを体験することで周囲への周知につながると考えられる。こうした周知の場を確保することが必要である。	○	引き続き関係機関との連携により啓発を実施する。チラシの配布だけでなく実演を交えた周知により、多くの市民への波及を目指す。 【チラシ5,000枚以上、こころの体温計アクセス数60,000件以上】
22	(2) メディアを活用した普及啓発を行う	①自殺予防週間、自殺対策強化月間におけるホームページ、SNS、広報まつどなどを活用した啓発	P.24	実施	健康推進課		自殺予防週間(9月)と自殺対策強化月間(3月)に松戸市ホームページ、広報まつど、公式Twitter・Facebook、商工会議所広報、健康ライフまつど等を活用してこころの体温計を幅広い世代や対象者へ周知した。	こころの体温計アクセス数については、前年と比較すると2割弱減少したが、幅広い世代や対象者への周知により、過去5年間のアクセス数では2番目に多い件数であった。	○	引き続き関係機関との連携により啓発を実施する。各種SNSや広報等、世代や対象者に合わせた方法で周知を行う。 【チラシ5,000枚以上 こころの体温計アクセス数60,000件以上】

	計画における項目	実施内容	計画書 ページ	目標値	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
23	(2) メディアを活用した普及啓発を行う	②メンタルヘルスチェックシステムの周知	P.24	(再掲)	健康推進課	○				
24	(3) 既存の情報誌などへ生きる支援に関する情報の掲載をする	①既存の情報誌などへの生きる支援に関する情報の掲載	P.24	実施	広報広聴課		各課の依頼に応じて情報の発信。 高齢者や親子で楽しめる動画など、自粛生活中でも楽しめるコンテンツをホームページで公開した。	各課の依頼に応じて、広報まつど等での情報を発信できた。 また、動画コンテンツを充実させ、自粛生活中でも楽しめるコンテンツを提供できた。	◎	各課の依頼に応じて情報の発信を行う。 動画制作の研修を行い、各課がより動画を制作しやすい環境を整える。
25	(4) 市民向け講演会を開催する	①市民向け講演会の開催	P.24	開催	健康推進課		「コロナ禍の不安に飲み込まれないために～私たちができるこころの健康づくり～」をテーマに、中央大学人文科学研究所客員研究員の高橋聡美氏の講演を開催し、257名が参加した。 アンケートは84名、約33%の方の回答が得られた。	オンデマンド配信で、個人の予定に合わせた受講が可能であったことから受講者の確保につながったと考える。 アンケートでは「自身や周囲の人の健康に関心が深まった」「受講したことで学んだ心がけや行動等を実践したい」と回答した割合がどちらも9割以上であり、こころの健康づくりの啓発につながったと考える。	◎	コロナ禍における生活様式の変化に合わせた、こころの健康に関するテーマ及び講師を選定する。 開催方法についても会場開催とオンデマンド配信の併用でより多くの市民に参加していただけるよう企画する。 【1回開催、250人参加】
26	(5) 健康教育やイベントなどで普及啓発を行う	①こころの健康についての健康教育やイベントでの普及啓発	P.24	実施	健康推進課		保健師による心の健康に関するパートナー講座を3件実施した。 自殺予防週間(9月)に市役所本庁舎連絡通路にて啓発チラシの配架を実施した。	コロナ禍で健康教育の依頼が少ない中であつたが、オンラインでの実施等感染状況に配慮をしながら3件の健康教育を実施することができた。イベントについても中止になったものが多かったが、可能な範囲での啓発を実施することができた。 ゲートキーパー養成研修と合わせた養成者累計：2533名	○	引き続き関係機関との連携により啓発を実施する。 チラシの配布だけでなく実演を交えた周知により、多くの市民への波及を目指す。 【ゲートキーパー養成研修と合わせた養成者累計3100名以上】
<b>基本施策4 生きることの促進要因への支援</b>										
27	(1) 相談体制を充実させる	①相談体制の充実と相談窓口情報の発信	P.24	市民アンケートにおける相談先の認知度の増加	健康推進課		「こころの体温計」のチラシやホームページ等で相談窓口情報を発信した。女性への周知として、がん検診会場での啓発を実施した。連携ガイドブックに相談窓口情報を整理して掲載し、庁内外の関係部署、関係機関123か所に配布した。	連携ガイドブックの作成、配布等により、複合的な課題を抱えた相談者が、適切な相談窓口につながるよう取り組んだ。今後は、若年層や女性の自殺が課題となっていることから、SNS相談等を活用した相談体制の充実が必要である。	○	令和4年度、自殺対策の専任職員を配置し、相談体制の充実を図る。特に女性や若年層が相談支援につながるよう、国のSNS相談と連携した取り組みを実施する。【専任職員による相談件数100件以上/年】
28	(2) 居場所づくりをすすめる	①孤立のリスクを抱える人を対象とした居場所づくり	P.24	実施	地域包括ケア推進課		住民主体の通いの場「元気応援くらぶ」を、令和3年度の公募により4グループを追加した。第1期公募の16グループ、第2期公募の20グループ、第3期公募の12グループ、第4期公募の15グループ、第5期公募の6グループと併せて、令和3年3月末日現在で72グループが活動している。	令和2年度に引き、コロナ禍により各団体の活動は自粛傾向であつたが、基本的な感染予防対策を講じながら活動を再開する団体もあつた。しかしながら、「まん延防止等重点措置」等の影響で多くの団体が活動について慎重にならざるを得ない様子であつた。また、新規設立団体も4グループとなり、前年度比で伸び率の低い結果となっている。	△	本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標に則り、事業の周知・普及啓発、新規団体開設や運営のための支援を実施。また、コロナ禍であってもオンラインで活動が可能となることを目指し、無線LAN設備に係る補助金を創設。引き続き介護予防の推進を図る。
29	(2) 居場所づくりをすすめる	②子ども・若者の生きる力を育み、自殺のリスクが高くなる前に悩みを気軽に話し、孤立化を防ぐ居場所づくり	P.24	児童館機能を持つ施設5か所・中高生の居場所2か所	子どもわかもの課		・東松戸複合施設(ひがまつテラス)内に青少年プラザを開設。 ・連携会議等、スタッフ人材育成のため研修会を実施。	青少年プラザを新規開設し、居場所事業を継続して行うことで、子どもに寄り添う支援につながった。	◎	子どもの悩みや課題に寄り添う居場所について、新規設置個所の検討し、予算要求を行う。
30	(2) 居場所づくりをすすめる	③生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう	P.24	2023年度までに1か所増設し市内6か所での実施を目指す	生活支援一課		市内6ヶ所で学習支援・居場所作り・カウンセリングを実施。 令和3年度の利用延べ人数は学習支援で11,699人、居場所作りで1,638人、カウンセリングで263人、学習支援の利用実人数は定員368人に対し245人。	令和2年度は新型コロナウイルスの影響により会場での支援ができなくなることがあつたが、令和3年度は、年間を通じて全会場で事業を継続することができた。	◎	事業の実施を継続
31					子育て支援課		市内6か所会場開設	前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、事業を継続し、対象児童らに学習の機会や居場所の提供を行った。	◎	実施を継続
32	(3) 自殺未遂者などを適切な支援につなげる	①自殺未遂者などに相談先の案内が行えるよう市内の医療機関などと連携	P.24	三次救急医療施設全てに周知	健康推進課		新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度もPEECコースの開催について県からの連絡はなかった。	自殺未遂者支援について、関係機関と連携した対策が必要であるが、具体的な仕組みがない。次年度専任職員による相談体制を確保し、検討を開始する。	△	令和4年度、自殺対策に関する新規相談事業を開始することから、自殺未遂者支援のための関係機関との仕組み作りができないか、具体的に検討する。【具体的な事業の検討】
33	(4) 遺された人を適切な支援につなげる	①市民課(支所を含む)、市内葬儀社への相談先一覧を記載したリーフレットの設置	P.24	実施	健康推進課		「こころの体温計」チラシを支所9か所に270枚配布した。	遺された人を適切な支援につなげるために、さらに積極的な方策がないか検討が必要である。	△	令和4年度、自殺対策の専任職員を配置することから、遺族支援につながる対策を検討する。【具体的な事業の検討】

	計画における項目	実施内容	計画書 ページ	目標値	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
基本施策5 児童生徒のこころの健康づくりの推進										
34	(1) 学校におけるいじめ対策を実施する	①いじめ防止対策委員会の開催、いじめ問題対応マニュアルの作成、いじめ防止プログラムの作成	P.25	年3回＋必要に応じて複数回	児童生徒課		いじめ防止対策委員会の開催（令和3年度14回）、いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの周知	いじめ防止対策委員会は必要に応じて開催ができた。いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの活用について、松戸市立小中学校へ周知できた。	○	必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催 いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの必要に応じた改訂と配付及び内容の周知
35	(1) 学校におけるいじめ対策を実施する	②市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードにて相談先を周知	P.25	年1回配布	児童生徒課		年1回、松戸市立小中学校への配付	松戸市立小中学校への配付により、相談電話への入電があり、子どもや保護者の悩みに対応できた。	○	年1回、松戸市立小中学校への配付
36	(2) こころ豊かに生き、自分と他人の命を大切に する教育活動を実施する	①豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施	P.25	年1回作成・松戸市立小中学校に配付	児童生徒課		松戸市立小中学校へ活用の周知	松戸市立小中学校への配付した。これにより、松戸市立小中学校における児童生徒の人間関係づくりの一助となった。	○	松戸市立小中学校へ活用の周知
37	(2) こころ豊かに生き、自分と他人の命を大切に する教育活動を実施する	②思春期保健業務 パートナー講座『親のための性教育』を実施	P.25	家庭教育学級などの希望団体に実施	子ども家庭相談課 母子保健担当室		講座実施3件（小学校の家庭教育学級からパートナー講座の依頼2件、保育所から依頼による健康教育1件）。幼児期の性教育に関する啓発資料を作成し、令和3年10月より3歳児健康診査で全数配布。ホームページに性に関する相談先・情報サイト等を作成し、3歳児健康診査で配布している幼児期の性教育に関する啓発資料を公開。	講座の実施依頼があり、3件実施することができた。幼児期の性教育に関する資料を作成し、3歳児健康診査で全数配布、ホームページにも掲載したことにより、市民や幼児期～思春期を持つ保護者等へ広く周知することができた。	◎	パートナー講座や健康教育では、新型コロナウイルス感染防止対策（オンラインでの実施を含む）を講じて実施。啓発資料の配布等により、情報提供を継続する。また、啓発資料の内容や周知方法を見直す。
38	(2) こころ豊かに生き、自分と他人の命を大切に する教育活動を実施する	③心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置	P.25	実施	児童生徒課		心理相談員3ヶ所、訪問相談員2ヶ所、SSW4ヶ所（拠点型3ヶ所、派遣型1か所）配置、相談・支援にあたった。	悩みを抱える児童生徒・保護者に対し、継続的な支援をすることができた。SSW事業は、学校からの依頼・相談に幅広く対応することができた。	○	心理相談員2ヶ所、（1カ所は学習指導課へ）訪問相談員2ヶ所、SSW4ヶ所（拠点型3ヶ所、派遣型1か所）配置。児童生徒に寄り添った支援・相談業務をし、体制の強化にも努める。

【重点施策】

	計画における項目	実施内容	計画書ページ	目標値	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
重点施策1 生活困窮者の自殺対策の推進										
1	(1) 生活困窮に陥った人の相談や税の減免・徴収、国民健康保険加入に関わる市職員などの「気づき」の力を高める	①生活困窮者の相談や税の減免、徴収を行う職員や国民健康保険加入にかかわる市職員などに対するゲートキーパー養成研修の実施	P.26	(再掲)	健康推進課	○				
2	(2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	①松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援の実施	P.26	2023年度新規相談受付件数（月平均）73.5件を目指す	生活支援一課		令和3年度の新規相談受付件数817件、月平均68.08件。	令和3年度は、広報まつど等を活用し、事業の周知活動を継続して行った。新規相談件数は令和2年度からは減少している。	◎	実施を継続
3	(2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	②生活保護による最低限度の生活の保障と自立の助長	P.26	専門の面接相談員を配置し、生活保護の相談やその他の生活相談に訪れた者に適切な対応を行う。面接相談員一人当たりの年間相談述べ件が500件以内を適正な配置目標数とする。	生活支援一課 生活支援二課		令和3年度相談総件数2,765件。面接相談員（6名）一人当たりの相談のべ件数約460人。	相談者に対して適切に対応できている。また、面接相談員に対しても適切に配置できている。	◎	実施を継続
4	(2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	③自立支援プログラム策定員による自立支援計画書の策定、自立・就労支援の実施	P.26	2023年までの各年で、自立支援プログラム策定50名、就職・転職・増収者60名を目指す	子育て支援課		策定数 43名 就職・転職・増収者 37名	有効求人倍率が三年連続悪化し続ける中、前年に比べ、相談から就職・転職・増収へつなげた割合を増やすことができた。	○	実施を継続
5	(2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	④生活保護受給者の健康診査の実施	P.26	実施	健康推進課		通年で実施した（受診者数758名）	コロナ前の令和元年度の受診者数（747名）を上回ることができた。	◎	引き続き、「被保険者健康管理支援事業」を実施している生活支援課との連携により周知を図る。
6	(2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	⑤ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する	P.27	-	子育て支援課児童給付担当室		実施を継続	受給者に対して適正に手当を支給することができた。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、養育費の不払いが悪化している状況を鑑み、養育費をもらっていないひとり親世帯に、市単独事業として給付金を臨時的に支給した。	○	実施を継続
7	(3) 庁内多重債務支援部署等との連携を図る	①松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催	P.27	(再掲)	消費生活課	○				
8	(3) 庁内多重債務支援部署等との連携を図る	②東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で無料相談会を開催	P.27	年2回開催（東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部との調整を要する）	消費生活課		年2回開催（5月、11月）	東葛6市で弁護士による相談会を実施し、東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部との連携を図ることができた。	◎	年2回実施（5月、11月）
9	(3) 庁内多重債務支援部署等との連携を図る	③自殺の原因のひとつとして考えられる多重債務の解決に向けて専門の機関を紹介	P.27	実施	消費生活課		多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介した。	多重債務の問題を抱える相談者に対し、専門の機関を紹介し、問題解決に向けた助言をすることができた。	◎	多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介する。
重点施策2 高齢者の自殺対策の推進										
10	(1) 高齢者に関わる支援者の「気づき」の力を高める	①高齢者にかかわる市職員及び地域包括支援センター職員、ケアマネージャーに対するゲートキーパー養成研修の実施	P.27	(再掲)	健康推進課	○				
11	(2) 高齢者とその周囲の人の支援を包括的に行う	①地域包括支援センターにおける高齢者や家族、支援者の相談・支援の実施	P.27	地域包括支援センターへの相談件数（年間・延べ件数）：55,000件	地域包括ケア推進課		住民に身近な地域である日常生活圏域ごと（市内15か所）に設置している地域包括支援センターにて相談支援を包括的に実施し、必要に応じて関係機関との連携を図った。高齢者または親族からの相談件数：104,788件 高齢者または親族以外の機関からの相談件数：116,261件	相談件数は前年度から比較して2万件以上増加しており、目標値を大幅に上回る数値を達成した。	◎	地域住民に対して相談支援を継続して実施できるように取り組んでいく。
12	(2) 高齢者とその周囲の人の支援を包括的に行う	②福祉に関する困り事について専門職が行う相談（福祉まるごと相談窓口）の実施	P.28	実施	地域包括ケア推進課		相談窓口は中央圏域、常盤平圏域、小金圏域および市役所に設置し、市民にとって身近な場での相談支援を行う体制を整えている。また、重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業、アウトリーチ機能を担い、複合課題を抱えた相談者に対しては、関係機関と連携を図り必要な支援につなげることができた。ホームページやチラシの活用のほか、令和3年12月には広報まつどにも掲載し、窓口の周知啓発を図った。各圏域担当の相談員とは定期的に情報共有・事例検討の場を設け、相談業務のスキルアップを図った。	相談体制の充実や関係機関との連携が進んでおり、相談先が分からない、また、複合課題を抱えた相談者に対して、関係機関と連携を図りながら必要な支援につなげることができた。	◎	重層的支援体制整備事業の実施もふまえ、複合課題に対応できる支援機関のネットワークの活用と相談業務のスキルアップをさらに進めていく。

	計画における項目	実施内容	計画書ページ	目標値	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
13	(3) ネットワークの構築と連携	①基幹型地域包括支援センターにおける地域包括支援センターの後方支援、総合調整	P.28	実施	地域包括ケア推進課		高齢者虐待事例、支援困難事例等、地域包括支援センターからの相談を受け助言や同行支援を行うほか、定期的に相談事例を共有し、支援の進捗状況を確認した。重層的支援体制整備事業の開始に伴い、断らない相談窓口としての機能強化も求められる中、他分野の支援機関とも連携を図り効果的な支援が行えるよう、ネットワーク強化に努めた。月1回のセンター長会議や地域包括支援センターの事業評価においては、他センターの好事例等を共有する機会を設け、横展開を図ることができる仕組みを導入した。	地域包括支援センター同士のネットワークの強化やセンター全体の質の向上につなげることができた。	◎	センター間だけでなく他分野の支援機関も含め、更なるネットワークの強化と連携を推進していく。
14	(3) ネットワークの構築と連携	②松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業の実施	P.28	(再掲)	地域包括ケア推進課	○				
15	(4) 高齢者の居場所づくりを推進する	①一般介護予防事業に基づく住民主体の「通いの場」(元気応援くらぶ)の活動支援	P.28	(再掲)	地域包括ケア推進課	○				
16	(4) 高齢者の居場所づくりを推進する	②地域ケア会議などを通じた地域での多世代交流や居場所づくり支援	P.28	実施	地域包括ケア推進課		生活支援コーディネーターを中心に、高齢者や男性の社会参加、8050やひきこもりなどをテーマに、各地区で孤立を防ぐための啓発や居場所、つながりづくりの活動(交流会、外出機会の創出、移動支援など)が企画し、実施した。	地域住民や多世代がつながり、地域課題の解決に向けた互助の取り組みが進められている。	◎	生活支援コーディネーターを中止として、これまでの取り組みを継続していく。さらに多様な主体と連携したり、他事業と運動させ、地域住民主体の活動を進めていく。

### 重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

17	(1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び勤労者の「気づき」の力を高める	①ハローワーク職員に対するゲートキーパー養成研修の実施	P.29	(再掲)	健康推進課	○				
18	(1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び勤労者の「気づき」の力を高める	②労働相談事業を行う社会保険労務士に対するゲートキーパー養成研修の実施	P.29	(再掲)	健康推進課	○				
19	(1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び勤労者の「気づき」の力を高める	③市内の企業経営者・従業員に対するゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりについての普及啓発の実施	P.29	商工会議所を通じて年1回以上	健康推進課		「こころの健康づくり講演会」「一般向けゲートキーパー養成研修」について、ハローワークや商工会議所等へ周知をした。また、商工会議所広報に休養や睡眠に関する記事を掲載した。	商工会議所やハローワーク等を通じて、市内の企業経営者や従業員に対する啓発を実施できた。	○	引き続き、講演会やゲートキーパー養成研修の周知を行うとともに、商工会議所と連携し睡眠に関する知識の啓発方法について検討する。 【会議以外での商工会議所との打ち合わせ実施】
20	(2) 勤務問題の相談支援を推進する	①社会保険労務士による労働相談の実施	P.29	労働相談の相談件数 年間95件	商工振興課		労働相談の相談件数 年間97件	計画通り実施	◎	社会保険労務士による労働相談の実施
21	(2) 勤務問題の相談支援を推進する	②障害を持つ方を対象とした就労相談や就労後の定着支援の実施と工賃向上支援	P.29	福祉施設から一般就労への移行者数を平成32年度まで117人にする 就労・雇用のセミナー年1回開催	障害福祉課		・定着支援研修会 11事業所16名 ・2市合同企業向け障害者雇用セミナー 41名参加	・企業2社、支援機関、障害当事者にご登壇いただき、企業からの質問に回答いただく内容のセミナーを開催し、多角的な視点から障害者雇用に取り組む必要性を感じた等のご意見をいただいた。	○	左記取り組みを継続
22	(2) 勤務問題の相談支援を推進する	③公共施設やスーパーマーケット、薬局、市内の駅などにおける相談先の周知	P.29	各施設における周知依頼件数8割	健康推進課		啓発チラシの配布を庁内だけでなく、商工会議所やハローワーク、女性や若者への周知強化として理美容組合等へも依頼し、計7,000枚の配付を行った。	女性のがん検診の場や、理美容組合を通じた周知により、自殺者数が増加していた女性や若者に対しての相談支援を推進することができた。	○	引き続き商工会議所やハローワーク等関係機関との連携により啓発を実施する。 【チラシ5,000枚以上 こころの体温計アクセス数60,000件以上】

### 重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進

23	(1) 子どもの養育に関わる保護者・学校関係者などの「気づき」の力を高める	①保護者・学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施	P.30	実施	健康推進課		若年支援者向けゲートキーパー養成研修をオンデマンド配信にて実施し、放課後児童クラブ支援員や学校関係者等、計109名が受講した。	アンケートにて、「自殺兆候がある人やうつ病の人への対応について理解できた」「話を聴くためのコツについて理解できた」と回答した割合がどちらも10割であったことから、若年層支援者の気づき力を高めることができたと考えられる。	○	引き続き若年支援者向けのゲートキーパー養成研修を実施する。より多くの若年支援者に受講していただけるようオンデマンド配信での実施とし、積極的に周知を行いながら、希望があれば1年間視聴できるような体制を整備する。 【ゲートキーパー養成研修2回実施、400人受講】
24	(1) 子どもの養育に関わる保護者・学校関係者などの「気づき」の力を高める	②思春期保健業務パートナー講座『親のための性教育』を実施	P.30	(再掲)	子ども家庭相談課 母子保健担当室	○				

	計画における項目	実施内容	計画書 ページ	目標値	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
25	(2) 子育て支援の充実	①産後うつ等の早期発見・支援として、産婦・新生児、乳児のいる家庭に訪問	P.30	4か月までの乳児のいる家庭全てに実施	子ども家庭相談課 母子保健担当室		3保健福祉センターにて保健師・助産師等が実施。訪問実数3,357人（出生数 3,272人） 他市里帰りを含む訪問率は102.6% EPDS実施数3,078人	訪問率及び産後うつ等の指標であるEPDSの実施状況から育児不安の軽減や産後うつ等の予防や早期発見に向けて支援できた。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
26	(2) 子育て支援の充実	②子育て世代包括支援センター（親子すこやかセンター）における相談・支援の実施	P.30	実施	子ども家庭相談課 母子保健担当室		3親子すこやかセンターで保健師・社会福祉士・助産師が実施。 支援妊婦556人、支援乳幼児573世帯	妊娠期からの切れ目ない支援を展開することにより、市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように支援できた。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
27	(3) 学校において相談先についての周知を進める	①市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードにて相談先を周知	P.30	（再掲）	児童生徒課	○				
28	(3) 学校において相談先についての周知を進める	②学校に配属されている心理カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭に相談先を配布	P.30	実施	健康推進課		こころの健康に関するキャリアファイルと、相談先及びこころの体温計についてのチラシを、市内全公立高校8校の1年生へ計2,254枚配布した。 また教職員向けにこころの健康に関するリーフレットを教職員向けにこころの健康に関するリーフレットの配付を行った。	前年より啓発範囲を拡大し、より多くの高校生に相談先についての周知ができた。 また教職員向けにこころの健康に関するリーフレットを配布したことにより支援者への知識の啓発も行うことができた。	○	若者への周知として、こころの体温計を若者向けのデザインに改定しキャリアファイルとして作成の上、市内全私立公立高校1,2年生へ配布する。 【チラシ5,000枚以上 こころの体温計アクセス数60,000件以上】
29	(4) 子ども・若者の「生きる力」を育む	①小中学校で行われている職場体験学習を支援することで、望ましい勤労観や職業観を育てる	P.30	年度内にとりまとめ、松戸市立小中学校へ職場体験可能な事業所一覧を通知	学習指導課		コロナ禍やキャリア教育の現状の変化もあり、小学校学生対象の「夢の教室」をリモートで行うなど、感染症対策に工夫して事業を継続した。	松戸市立小中学校の職場体験における事業者選択の一助になった。	△	現行の職業体験学習に加え、中学生の林間学園における農業体験等の体験学習、小学生の夢の教室等のキャリア教育を支援する。
30	(4) 子ども・若者の「生きる力」を育む	②豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施	P.30	（再掲）	児童生徒課	○				
31	(4) 子ども・若者の「生きる力」を育む	③GET YOUR DREAMの実施	P.30	5校実施	子どもわかもの課		2校（新型コロナウイルス感染症の影響により4校中止）	実施校の増加はなかった	×	ゲットユアドリームの実施校を増加させる。
32	(4) 子ども・若者の「生きる力」を育む	④中高生と乳幼児とのふれあい体験の実施	P.30	12校実施 引き続き、おやこDE広場などの地域子育て支援スタッフと連携し、拡充を図る	子どもわかもの課		1校（生徒向け講演会のみ実施） 2校（オンラインで代替事業を実施）	実施校の増加はなかった	×	既実施校については新型コロナウイルスの状況を踏まえながら、継続的に実施。 新規の学校については、おやこDE広場などの地域子育て支援スタッフと連携し、事業のPR活動を継続的にを行いながら、実施校を増加させる。
33	(5) 子ども・若者の居場所づくりを推進する	①生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行う	P.30	（再掲）	子育て支援課 生活支援一課	○				
34	(5) 子ども・若者の居場所づくりを推進する	②小中高生や若者が利用できる安心安全な居場所を提供し、孤立の防止、体験や交流の提供、ニーズ把握や専門機関の支援につなぐ。	P.30	児童館機能を持つ施設を5か所に拡大・拡充を図る	子どもわかもの課		・東松戸複合施設（ひがまつテラス）内に青少年プラザを開設。 ・連携会議等、スタッフ人材育成のため研修会を実施。	連携会議の実施。青少年プラザを新規開設し、継続して事業を行うことで、子どもに寄り添う支援につながった。	◎	更に、青少年育成機関との連携を積極的に推進し、子どもの悩みや課題に寄り添う居場所について新規設置個所の検討、予算要求を行う。

【生きる支援関連施策】

	業務名	業務の内容	計画書ページ	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
1	ゆうまつどころの相談業務	ジェンダーや固定的性別役割分担意識、差別や格差によって、生きづらさを感じている女性や男性に対し、カウンセラーがその悩みを聴くことで、自分の問題を整理し生きる力をつけ次のステップに進むことを目的に相談を行う。	P.32	男女共同参画課		女性相談（第1～第4週の月・木曜）、男性相談（第1・3週の金曜）を実施した。 女性相談：延べ380人（面接相談255人、電話相談125人）、男性相談：延べ50人	家族関係、職場の人間関係などに悩みを抱える女性と男性に対して、専門のカウンセラーによる相談を行うことができた。	◎	実施を継続
2	市民相談事業	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け専門家による各種相談事業を実施する。一般相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）を行う。	P.32	広報広聴課広聴担当室		相談業務を実施した	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け専門家による各種相談事業を実施した。 【一般民事相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）】	○	相談業務の継続
3	行政の情報提供に関する事務（広報等による情報発信）	広報まつどを発行し、行政に関する情報・生活情報を提供する。また、ホームページやSNSによる情報発信により、広報紙を読まない市民に対しても情報提供を行う。	P.32	広報広聴課		各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っていく	各課の依頼に応じて、広報まつど等での情報を発信できた。	◎	各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っていく
4	生活カタログ（市民便利帳）の発行	市の紹介や市役所における各種手続き方法、助成制度等の情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できる生活カタログを発行する。	P.32	広報広聴課		2～3年ごと発行のため、2020年版は発行せず、今年度は2019年版の転入者への配布を行う。	生活カタログを配布し、市民に必要な情報を届けることができた	○	2023年版を作成・発行し、2023年1月から全戸配布を予定。
5	就職サポート事業（まつど合同企業説明会）	若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する。	P.32	商工振興課		令和3年11月、令和4年1月対面型による合同企業説明会を開催。計2回開催	参加企業79社、参加求職者209名	◎	若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する。新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
6	若者就労支援事業（ジョブトレ業務）	ニート等、若年無業者の職業的自立に向けたキャリア開発プログラム、相談、企業見学、職業体験等を実施し、就職等進路決定に至るまで一貫して支援する。	P.32	商工振興課		コロナウイルス感染拡大防止対策から少人数制やウェブ上でのセミナーも含めた方法にて支援を実施。	就職者数は83人。コロナウイルス感染拡大防止対策から少人数制やウェブ上でのセミナーも含めた方法にて支援を実施できた。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
7	求人・就職雇用促進業務（高齢者・中高年向け再雇用促進セミナー）	雇用環境の厳しい定年退職前後の高齢者・中高年に向けてのセミナーを実施する。	P.32	高齢者支援課		新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、令和3年11月、令和4年3月に計4回セミナーを開催した。	新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインでの開催を行うなど新しい形で実施することができた。	◎	雇用環境の厳しい定年退職前後の高齢者・中高年に向けてのセミナーを令和4年8月に2回、下半期に2回と計4回開催する。感染症対策を講じながらハイブリッドでの開催を検討する。
	求人・就職雇用促進業務（女性向け再雇用促進セミナー）【中止事業】	雇用環境の厳しい女性に対するセミナーを実施する。 【令和元年度より事業中止】	P.32	商工振興課					
8	社会保険労務士による労働相談	賃金問題、採用・解雇等の問題を抱えた人に社会保険労務士による労働相談を週2回実施する。	P.32	商工振興課	○				
9	消費生活センター運営業務（消費生活に関する相談）	多重債務の解決に向けて、専門機関を紹介する。	P.32	消費生活課	○				
10	消費生活センター運営業務（消費者問題無料相談会）	多重債務問題の解決の一環として、東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で年2回（5月と11月）無料相談会を開催する。	P.32	消費生活課	○				
11	消費生活センター運営業務（松戸市多重債務問題対策庁内連絡会）	福祉、徴収、相談部門の21課及び社会福祉協議会を構成員として多重債務問題対策庁内連絡会を開催する。	P.32	消費生活課	○				
12	民生委員及び児童委員活動支援	民生委員児童委員協議会の自主活動の強化のために、実践活動の推進に必要な調査および研究、関係機関、各種社会事業関係者との連絡調整、研修事業および民生委員活動の支援を行う。	P.32	地域福祉課		民生委員活動として市民からの相談支援を行っている。相談支援においてはコロナ感染防止対策を優先し、必要最小限でなるべく接触を避けた活動をとっている。そのほか「災害時の在宅医療と皆さんにお伝えしたい感染対策とワクチンのお話～まちっこプロジェクトの取り組みについて」民生委員全体で研修会を開催し、地区ごとに月一度の定例会や、適宜研修を行うなど識見の向上に努めている。	評価にあたっては、民生委員への相談・支援件数のうち、心身上の健康面につながりやすいと考えられる①健康・保険医療、②子育て・母子保健、③生活費、④仕事、⑤家族関係の相談支援件数を数値化した。令和3年度の相談支援件数（10,248件）のうち、上記①～⑤の合計件数は1,960件で約20%を占めている。コロナ禍において民生委員による地域住民への相談支援はその重要性が増しており、こういったきめ細やかな対応が松戸市の自殺対策にも寄与していると考えられることから、今後も引き続き連携を図りながら対応していきたい。	◎	実施を継続
13	松戸市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が地域市民の福祉増進をめざす民間の自主的な組織として、地域福祉推進の中核的な役割を果たしていることから、人的基盤等の支援を行う。	P.32	地域福祉課		社会福祉協議会は、高齢者障害者向けの相談窓口、低所得者向け貸付相談窓口、無料職業相談窓口等を設置し、様々な相談内容に対応した。また、前年度同様、多くの事業が中止や制限付きで実施された。ふれあい会食会では登録している高齢者に会場を貸付を配布する等の代替事業を実施し、ふれあい・いきいきサロンは10地区15会場、子育てサロンでは8地区15会場にて開催する等徐々に再開に向けた動きがみられた。また、松戸市地域福祉計画に基づき、松戸市地域福祉活動計画を策定している。	社会福祉協議会は、高齢者・障害者向けの相談窓口や、低所得者向け貸付相談窓口、無料相談窓口を設置し、様々な相談を日々実施している。また、コロナ禍の中においても、それぞれ工夫しながら市内地域福祉の様々な事業を展開し、松戸市福祉の向上にご尽力いただいている、引き続き連携を図りながら対応していきたいと考える。	◎	実施を継続

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
14	保護司会保護業務	松戸市内における保護司が行う保護観察の徹底と、犯罪予防活動の強化を図るため、更生保護事業の推進を支援する。	P.32	地域福祉課		保護司は、犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察を行っている。 また、「社会を明るくする運動」の一環として市内中学校生徒指導主任との懇談会や、中学生を対象とした作文コンテスト、また、7月の強調月間の「講演会とコンサート」を開催して、犯罪のない地域社会づくりに向けた啓発活動を展開した。	犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察を保護司に行っていた。社会の中で必要な支援が受けられず、再び犯罪や非行を重ねる人たちが一人でも少なくなるよう、地域社会が立ち直し支援に協力できるようご尽力いただいております。引き続き連携を図りながら対応していきたいと考えています。	◎	実施を継続
15	低所得者支援事業	不測の事態により低所得となり緊急に支援を必要とする者に対し、支援金を交付し、その世帯の自立更生を図る。	P.33	地域福祉課		社会福祉協議会に委託し、不測の事態により緊急に支援を必要とした世帯の自立更生を図るため法外支援金を交付している。	生活に困窮し、緊急に金銭援助を望む方々に対応ができていたと考える。	◎	実施を継続
16	自殺対策計画進捗管理	自殺対策計画の進捗管理を行う。	P.33	健康推進課		松戸市自殺対策推進部会、庁内連携会議を各1回開催し、自殺統計や各課の取り組みを共有した。自殺対策計画進捗確認シートによる進捗管理も継続した。計画評価及び次期計画策定のため令和4年度実施予定の市民アンケート調査項目について、各課からの意見を聴取し、取りまとめた。	進捗管理を実施することができた。	◎	引き続き、会議や進捗管理シートを活用し進捗管理を実施する。また、計画評価および次期計画策定のための市民アンケートを実施する。【会議開催 各1回以上】
17	市民向け自殺予防講演会	自殺予防の普及啓発のため、一般市民を対象とした講演会を開催する。	P.33	健康推進課	○				
18	普及啓発媒体配布	普及啓発媒体を配布する。	P.33	健康推進課		啓発チラシの配布について、従来の周知先に加え自殺者が増加した女性や若者をターゲットに、女性を対象としたがん検診や理美容組合、市内全公立高校1年生へチラシを配布した。(約7000枚)	関係各所や市役所本庁舎連絡通路にて、啓発チラシの配布を行うことができた。また様々な方法で女性や若者をターゲットとした周知を実施できた。	○	若者への周知として、こころの体温計を若者向けのデザインに改定しキャリアファイルとして作成の上、市内全私立公立高校1.2年生へ配布する。【チラシ5000枚以上】
19	メンタルヘルスチェックシステムの活用	パソコンやスマートフォンでアクセスし、現在の心の状態や、リスク要因への対処方法、相談先が分かるメンタルチェックシステム「こころの体温計」の運営を行う。	P.33	健康推進課		「こころの体温計」の運営の実施。自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ積極的な周知を行った。年間アクセス数は68,863件であった。	こころの体温計アクセス数については、前年と比較すると2割弱減少したが、幅広い世代や対象者への周知により、過去5年間のアクセス数では2番目に多い件数であった。	○	引き続き関係機関との連携により啓発を実施する。チラシの配布だけでなく実演を交えた周知により、多くの市民への波及を目指す。【こころの体温計アクセス数60,000件以上】
20	ゲートキーパー養成研修	自殺を防ぐため、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげる人）を養成する研修を行う。	P.33	健康推進課	○				
21	健康増進啓発事業（歯科予防業務）	保育所、幼稚園児を対象にフッ化物洗口を実施する。	P.33	子ども家庭相談課		57施設の4～5歳児2,825人がフッ化物洗口を実施。	前年より2施設増加し、57施設でフッ化物洗口を実施した。	○	63施設でのフッ化物洗口実施を目指す。
22	生活習慣病予防実践事業（生活習慣病予防業務）	保健師・栄養士・歯科衛生士が生活習慣病予防、食生活、口腔保健等健康づくりに関する様々なテーマで講話や実技を行う。	P.33	健康推進課		(栄養士) 依頼なく、実施なし (歯科衛生士) わんぱく歯科くらぶ参加の保護者に対し実施。98回1586人 (保健師) 依頼のあった団体に対して実施。5回74人	新型コロナウイルス感染症の影響により、健康教育が実施できない期間があったが、昨年度に比べて依頼が微増したため、今後の需要が見込まれる。	○	引き続き、感染対策を徹底しながら健康教育を実施する。
23	家庭訪問事業	健康な生活の維持・増進のため、保健師が家庭訪問や健康相談等の生活支援を行う。	P.33	健康推進課		実人数11人、延べ人数39人に対して訪問を実施	昨年度に比べて支援が長期化するケースが増えているが、他機関とも連携しながら支援を実施できた。	○	本人や家族、他機関等からの情報に基づき家庭訪問を実施する。
24	成人保健指導業務	市民健康相談室・保健福祉センター・地域のイベント等において、健康相談・保健指導を行う。	P.33	健康推進課		各保健福祉センター：面接 実人数13人 延べ27人 電話 実人数71件 延べ208件 地域のイベント：実施なし 市民健康相談室では、適宜健康相談を実施している。	健康相談・保健指導の実績は減少したが、開庁時間内は常時市民からの相談に対応した。	○	電話、面接、メールによる健康相談・保健指導を実施する。
25	地区組織育成事業	健康づくりに関わるボランティアを育成・支援する。	P.33	健康推進課		食育ボランティア(4団体)は、感染状況と団体の意向を踏まえつつ、定例会を開催(1～3回)し、健康づくりにつながるレシピ開発の支援をした。地域のつどい、ママサポート隊は全日程を中止し、今後の活動について検討した。ママサポート隊は検診事業での一時預かり業務委託開始に伴い令和3年度をもって活動を終了することとなった。(健康づくりサポーター育成・支援は令和2年度をもって終了)	食育ボランティアは感染症に配慮し、健康づくりに繋がるレシピ開発の支援を行うことができた。地域のつどいは介護サービスの充実、参加者の感染リスク、ボランティアの高齢化等により、活動の終了という選択肢も含めて支援することができた。	○	食育ボランティアは各団体の活動計画に沿って支援を行う。新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて活動内容の変更に対応しつつ活動を支援する。地域のつどいはボランティアの自主的な活動として継続の意向がある場合は、引き続き活動を支援する。

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
26	健康増進人材育成事業	乳児から成人を対象に健康推進課・子ども家庭相談課とともに健康づくり活動を行う人材（健康推進員・食生活改善サポーター）を育成する。	P.33	健康推進課		健康推進員について、定例会7回（新型コロナウイルス感染症拡大のため5～9月は中止）、全体研修会2回（WebやYouTubeでの聴講）を開催した。感染拡大により地域のイベントが中止され、地域の健康づくり活動が進められなかったが、その間はウォーキングマップの作成に取り組んだ。 食生活改善サポーターについては、定例会7回開催（新型コロナウイルス感染症拡大のため5月～9月は中止）。サポーターによる講習会は感染防止のため中止とし、独自レシピ集を作成。「まつどのキッチン（クックパッド）」を活用した普及啓発による、食を通じた健康づくり活動の実施を支援した。	健康推進員 感染症拡大により定例会が減ったが計画を修正し、研修会はWebやYouTubeで学習ができるよう支援できた。 ウォーキングマップは14地区中9地区で完成することができた。 食生活改善サポーター 感染症に配慮し、活動方法を変更（保健福祉センターごとのレシピ集作成等）して、食を通じた健康づくり活動をすすめることができた。	○	健康推進員 引き続き感染状況に応じて地域での健康づくり活動を支援していく。 食生活改善サポーター 定例研修計画に沿って活動支援を行う。新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて活動内容の変更に対応しつつ活動を支援する。
27	健康診査事業	生活保護受給者の健康診査を行う。	P.33	健康推進課	○				
28	受診勧奨事業	千葉県後期高齢者医療被保険者、市民税非課税世帯、生活保護の者に対し、申し出により健康診査・検診一部負担金を免除する。	P.33	健康推進課		通年で実施した（個別検診 免除者数38,677名）	申し出者に対して一部負担金を免除することができた。申請書に同一世帯の課税状況の記載欄を設けることで、より正確な対象者の確認ができた。	○	実施を継続する
29	シニア交流センター管理運営事業	住み慣れた地域や家庭において、高齢者が自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって生涯を過ごす支援を行う。	P.33	高齢者支援課		新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じながら開館を行った。また、入居団体であるシルバー人材センターやはつらつクラブ連合会への空き部屋提供を通じて活動支援を行った。	令和3年度においては感染症対策を講じながら一年を通して開館することができ、徐々に利用者数が回復しつつある。しかし、例年開催していたシニア交流センターまつりの開催は見送ることとなった。	△	今年度は下半期に全館空調改修工事を予定しており、一般利用を制限するため本施設を利用したの支援は困難。
30	シルバー人材センター関係事業	高齢者に対して働く機会の拡大を図るため、公益社団法人松戸市シルバー人材センターの事業に要する経費に対して、補助金を交付する。	P.33	高齢者支援課		シルバー人材センターに対して補助金の交付や公共施設の借用支援を行うことを通じ、高齢者の就業機会の拡大に努めた。 登録会員数は令和4年3月31日現在2,090人（前年同月2,028人 +62人）	前年度末会員数より62人増加し、会員の拡大となったところは評価できるが、実就業人数は13人減少しており、就業と会員ニーズとのマッチングが課題となっている。	○	同センターに対し、引き続き加入促進に向けた働きかけを行う。
31	ながいき手帳作成・配布事業	高齢者福祉施策等の情報を提供することにより、高齢者福祉への関心と理解を深め、各種サービスの活用を図る。	P.34	高齢者支援課		各支所だけでなく、社会福祉協議会などにも配布を行い、周知をした。記載内容もコロナに対応した情報を記載した。	高齢者福祉施策等の最新の情報を提供することにより、高齢者の各種サービスの活用を図ることができた。	○	配架場所と配架部数の見直しをする。翌年度、長生き手帳の発行に向け、内容を見直す。
32	老人福祉施設等利用サービス供給事業	特別養護老人ホーム間の円滑な運営及び組織・団体の育成を図るため、特別養護老人ホーム連絡協議会補助金を交付する。65歳以上の要保護老人を市が養護老人ホームに措置した際の費用を支弁及び入所判定に係る業務を実施する。	P.34	高齢者支援課		特別養護老人ホーム連絡協議会は令和3年11月末時点で施設数24施設で構成されており、年4回の定例会を開催した。 養護老人ホームについては、令和3年度末時点で4施設に合計20人が措置入所中である。	老人福祉施設等のサービスが円滑に供給できるよう支援できた。	◎	特別養護老人ホーム連絡協議会は、4月1日現在24施設で構成されており、年4回の定例会の開催を予定している。令和4年度についても、引き続き養護老人ホームへの措置を行っていく。
33	高齢者医療費助成事業	後期高齢者医療に要する入院・外来・調剤費に係る費用の一部を支給する。（所得制限あり）	P.34	高齢者支援課		老人の健康保持と適切な医療の確保を図るため、入院、外来及び薬剤費に伴う費用の一部を支給した。令和3年度末の申請件数は4,682件、支給額3,720,314円、延人数330人、実人数68人であった。	費用の一部支給により老人の健康保持と適切な医療の確保を図ることができた。	◎	引き続き、老人の健康保持と適切な医療の確保を図るため、入院、外来及び薬剤費に伴う費用の一部を支給する。
34	老人クラブ育成指導事業	高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を展開するシニアクラブ（老人クラブ）に対し、運営費の一部を助成することで、クラブ活動の普及と健全な運営を図る。	P.34	高齢者支援課		地域活動の担い手である、シニアクラブ（老人クラブ）は、令和3年度クラブ数が187クラブ、会員数が7070人。費用助成を行うとともに、活動運営の支援を行った。	新型コロナウイルス感染症拡大予防を念頭においた活動運営の支援を行い、徐々に活動を再開しつつある。クラブ数や会員数については減少傾向であるが、引き続き松戸市はつらつクラブ連合会の役員の方々と協議を行いながら、啓発活動に努める。	○	引き続き活動運営の支援を行う。また、松戸市はつらつクラブ連合会等と協議を重ねながら、新規会員募集に向けた啓発活動に努める。
35	高齢者保健福祉計画事業	高齢者の保健福祉サービスの総合調整及び保健福祉推進に伴う基盤整備の確立を図るため、3年毎に見直しを行う。市民アンケート調査、松戸市高齢者保健福祉推進会議の開催を行う。	P.34	高齢者支援課		令和3年度は、松戸市高齢者保健福祉推進会議を2回開催した。	現計画を進捗しつつ、次期計画策定に向けての審議を行うことができた。	○	松戸市高齢者保健福祉推進会議を3回開催予定。次期計画策定に向けて、アンケート調査を実施する。
36	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及啓発のため、普及啓発用パンフレットを配布する。認知症予防教室、介護予防教室（体操教室）を地域包括支援センターに委託する。	P.34	地域包括ケア 推進課		認知症予防教室：セルフケアへの動機づけとして、自身の認知機能低下に気づくメニューを入れたり、コグニサイズや脳トレなどを実施し、自宅で出来る活動を啓発するなど、多彩なメニューで普及啓発を行った。また、中には感染対策をしながら社会参加を継続し認知機能低下を防ぐ取り組みとしてLINEやオンライン体操教室の参加に繋げる取り組みも行った。参加者へのモニタリングを行い、認知機能低下の程度によりその後の支援に繋げている。 また、参加者が自主グループ化できるよう関わり自主グループができ、体操などのセルフケアの継続に繋がっている。 介護予防教室：地域特性に応じた運営を継続し、一般的な介護予防についての普及啓発に留まらず、メンタルヘルスや消費者被害についての普及啓発なども行っている	認知症予防教室：様々なメニューを実施することで、参加者の参加意欲が向上するものと考えている。また、動機付けやセルフケアの方法を伝えるメニューを実施したことで、自主グループ化に繋がるなどの効果が表れている。 介護予防教室：介護予防のみならずうつ抑制にも繋がることとされている高齢者の社会参加の場ともなっている。	○	認知症予防教室： 生活習慣病やフレイル予防の啓発、セルフケアや地域とのつながりをもった活動の開始やそれらを継続するきっかけとなるような教室展開を継続する。また教室参加の効果を確認するため、参加者へ電話等によるモニタリングを継続する。 介護予防教室：より多くの市民が参加できるよう、地域特性に合わせた運営を継続し、セルフケアや地域とのつながりを持った活動を促すとともに、各包括の実施状況も共有し、感染対策を行った上での効果的な介護予防の取り組みを推進していく。

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
37	介護予防把握事業	基本チェックリストに該当した方に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境に応じて必要なサービスが提供されるよう必要な支援を行う。	P.34	地域包括ケア推進課		令和3年度末での事業対象者数は686名。有効期間満了後の状況については、6割近くが自立もしくは総合事業を継続利用している。サービス利用に関しては、必要なサービスが提供されるようにチェックリストの他「松戸市版アセスメントシート」により、より詳細な心身の状態や環境、本人が目標としている生活を確認しながら、必要なサービス利用につなげている。	介護予防および日常生活支援を目的として本人に必要なサービス利用につなげたことで、利用者の状態の維持改善を行うことができた。また、地域ケア会議等での検討結果もふまえ、地域資源を積極的に活用し、高齢者の社会参加を推進することで、高齢者の介護予防に資することができた。	◎	今後も実施を継続し適切なサービス利用による介護予防を図るとともに、総合事業に関する周知を行い、必要な方に積極的なサービス利用を促していく。
38	地域包括支援センター事業（基幹型地域包括支援センター）	市役所本庁内に基幹型地域包括支援センターを設置し、高齢者施策全般や他の関連施策との連携を図る。基幹型包括は直接担当圏域はもたず、委託型地域包括の総合調整や後方支援を行う。	P.34	地域包括ケア推進課	○				
39	地域包括支援センター事業（地域包括支援センターの委託）	身近なところで包括的・継続的に保健・福祉サービスが受けられるよう、日常生活圏域ごとに（市内15か所）地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、医療と介護の連携、認知症総合支援、生活支援体制整備、地域ケア会議等を委託する。	P.34	地域包括ケア推進課		市内の各日常生活圏域（15か所）に地域包括支援センター事業を法人委託し、設置をしている。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を生かし、チームで協議しながら高齢者の支援を行っている。包括的な相談支援体制の整備も進め、他分野含めた地域の支援者とのネットワークの強化にも努めた。	各日常生活圏域に設置した地域包括支援センターにおいて、地域の特色や強みを生かしながら、総合的な相談を受けられる体制を整備することができた。	◎	包括的な相談支援体制をより推進するため、関係機関とのネットワーク体制の構築、相互連携、高齢者以外の分野の相談に対応するための知識、技術の向上を図っていく。
40	認知症総合支援事業	認知症についての正しい理解の普及啓発を図るとともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるために、認知症の早期診断・早期対応にむけた支援体制の構築や認知症ケアの体制整備を行う。	P.34	地域包括ケア推進課		まつど認知症予防プロジェクトでは、早期診断・早期対応により認知症の発症遅延とともに、認知症になっても本人にとってのより良い暮らしができるよう、受診勧奨やセルフケア等のアドバイスをしている。また、定期的にモニタリングを行うというプロジェクトの性質上、対象者に継続的に関わる糸口もなっている。まつど認知症予防プロジェクトにより新規で160人の方が専門職によるセルフケアのアドバイスを継続して得られた。また、継続した専門職のモニタリングを延256人が受けられた。本事業の周知として、実施協力機関をホームページに掲載・普及啓発グッズの作成等を行った。事業を広く市民に普及できるよう広告入りマスクを作成し、配布を行った。	「認知症を予防できる街まつど・認知症になっても安心して暮らせる街まつど」を目指して認知症施策を展開することができた。まつど認知症予防プロジェクトでは、セルフケアのアドバイスとともに、認知症の早期把握や必要時には医療や介護サービスに繋ぐなど支援が行われている。市民に対して事業や相談窓口の周知に務めた。コロナ禍で、実施機関の拡充は困難であった。	○	まつど認知症予防プロジェクトを普及啓発し、軽度認知症の人を早期に把握し、認知機能の維持、改善にむけて継続して実施していく。また、まつど認知症予防プロジェクトの実施協力機関を拡充していく。引き続き、認知症の早期診断・早期対応が可能となるよう、認知症の相談窓口や、事業等の周知を継続する。
41	認知症高齢者見守り事業（あんしん一声運動業務）	認知症になっても安心して生活できるまちづくりを目指すために、認知症サポーターが地域の中で声かけ活動を積極的に実施することや認知症に関する専門職と一緒に活動できる仕組みを構築する。	P.34	地域包括ケア推進課		3月末時点で認知症サポーター養成講座受講者数は31,016人、そのうちオレンジ声かけ隊は3962人、オレンジ声かけ隊登録団体数は210か所、オレンジ協力員は1055人を養成した。令和2年度にはコロナ禍で様々な活動が自粛となる中、地域包括とオレンジ協力員が連携し、認知症の人や地域を見守りパトロールする『オレンジパトウォーク』を市内15地域全域に拡充して実施した。令和3年度はさらに、各地でパトウォークの範囲拡大・実施回数の増加や住民やボランティアによる自主化が進んでいる。各地域包括により、啓発チラシを配布したり、認知症の人への個別訪問、認知症の人と一緒に歩く、介護事業所の利用者の散歩としての活用などさまざまなかたちで実施している。オレンジ声かけ隊への研修では、認知症の人の介護経験者の講演を企画した。オレンジ協力員のステップアップ研修では、オンラインも併用し実施し、延515名受講。個別支援のできるチームオレンジを目指した研修会の内容になるよう企画した。	コロナ禍で、高齢者の社会的孤立や閉じこもりが問題視される中、オレンジパトウォークを地域の実情に応じたさまざまな方法で実施することにより、地域の見守り強化とともに認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの具体的な推進に繋がった。また、オレンジ協力員に対してはステップアップ研修の内容を工夫して企画するなどしてチームオレンジとしての活動に繋がる研修となった。	◎	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーター養成講座のオンライン実施や企業や小学生など幅広い世代へ向けた実施を推進していく。また、オレンジパトウォークを継続して実施。加えて、チームオレンジとしての活動を拡充したり新規に展開していけるよう地域包括（認知症地域支援推進員等）とともに検討を進めていく。オレンジ声かけ隊やオレンジ協力員への研修は、継続して実施する。
42	総合相談事業（高齢者総合相談関係業務）	地域で暮らす高齢者から介護、福祉、健康、医療等に関する相談を包括的に受け、担当する地域包括支援センター等につなげる。	P.35	地域包括ケア推進課		本人または家族への相談支援件数：6,815件 本人または家族以外の機関への相談支援件数：11,419件	高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族、関係機関からの相談に応じ、担当する地域包括支援センター等の適切な支援につなげることができている。	◎	相談件数は年々増加しており、令和4年度についても増加が見込まれる。これまでと同様に実施を継続し、適切な支援につなげる。
43	総合相談事業（高齢者支援連絡会業務）	地域包括支援センターに委託し、地域での見守り活動や勉強会等の開催を通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援し、生活上の課題を早めに発見することを目的に、市内9地区で高齢者支援連絡会を行う。	P.35	地域包括ケア推進課		地域の高齢者を支援する町会・自治会・民生委員等が参画する高齢者支援連絡会議を201回実施した。	高齢者支援連絡会を通して、地域住民のネットワークの強化、見守り活動等を行うことができた。	◎	地域の高齢者を支援する町会・自治会・民生委員等が参画し、地域住民のネットワークの強化、見守り活動等を引き続き実施していく。
44	高齢者成年後見制度利用支援事業	判断能力の不十分な認知症高齢者等について、利用者本人に親族がなく、あっても音信不通等の事情で、特に福祉を図るため必要と認めた場合に、成年後見制度利用の申立てを市長が行う。また必要な場合申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成する。	P.35	高齢者支援課		令和3年度は、30件の市長申立を行った。また、本人・親族申立費用に対する助成は35件、報酬助成は126件行った。	助成制度に関しては、要綱改正を行い、対象者を明確にした。他市と比べて対象項目等が充実しており、手厚く支援することができた。	◎	必要な方が制度利用できるように、引き続き市長申立や助成制度を継続していく。
45	権利擁護事業（高齢者虐待防止ネットワーク関係業務）	高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、保健・医療・福祉等の関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化するため、松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業を行う。	P.35	地域包括ケア推進課	○				

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
46	介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが要支援者、事業対象者に対するアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう支援する。	P.35	地域包括ケア推進課		「介護予防・日常生活支援総合事業に伴う介護予防ケアマネジメント実務マニュアル（改訂版6版）を作成。毎年更新し、冊子を配布するとともにホームページにも掲載した。ケアマネジメントを展開するにあたり、自立支援・健康増進等の理念について周知することで目標に向けた主体的なサービス利用の支援を行った。また、地域包括支援センターへの相談・助言も適宜行った。	マニュアルの作成、配布及び地域包括支援センターへの相談・助言により主体的なサービス利用に向けた支援を行うことができた。	◎	「介護予防・日常生活支援総合事業に伴う介護予防ケアマネジメント実務マニュアル」の更新及び地域包括支援センターへの相談・助言を継続していく。国のマニュアルをベースに、国の指針により近い形のものに変更する予定。
47	地域介護予防活動支援事業（元気応援くらぶ）	住民自身が主体的に運営する「通いの場」に高齢の方が気軽に出かけ、人とのふれ合いや元気づくり（介護予防）ができる場や機会がある地域づくりの推進のため「通いの場」（元気応援くらぶ）を実施するグループを公募する。公募により採択となったグループには開設・運営に係る支援を行う。	P.35	地域包括ケア推進課	○				
48	介護予防把握事業（ポピュレーション・アプローチ、ハイリスク・アプローチ）	2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、介護(要支援)認定等を受けていない高齢者へ、ポピュレーション・アプローチ、ハイリスク・アプローチによるアンケート調査を実施する。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センター職員による見守りを実施する。	P.35	地域包括ケア推進課		2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、65歳、75歳到達者8734人にアンケート調査を実施。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センター職員による見守りを実施した。	2025年までの全高齢者の実態把握を目指し、アンケート調査や見守りの実施を行うことができた。	◎	2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、一般高齢者のうち65、75歳到達者にそれぞれアンケート調査を実施。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センター職員による見守りを実施していく。
49	福祉まるごと相談窓口	「どこに相談したらよいかわからない」「相談が多岐に渡る」等の福祉の相談を基幹型地域包括支援センターで受け付けを行い、的確な支援機関に繋ぎ、寄り添い型支援を行うことで、福祉の困りごとを抱えた市民の安心した生活を支援する。	P.35	地域包括ケア推進課	○				
50	生活保護施行に関する業務	生活保護の相談を受け、制度の案内を行うと共に、申請を受け付ける。保護開始後は、被保護者の自立に向けた援助方針を作成し、定期的な面談、就労支援、医療・介護・福祉サービスの調整等、被保護者が主体的に生活できるよう支援・援助を行う。	P.35	生活支援一課 生活支援二課	○				
51	生活保護各種扶助事務	被保護者へ生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助について支給もしくは事業者等へ支払を行う。	P.35	生活支援一課 生活支援二課	○				
52	中国残留邦人生活支援事業	中国残留邦人等とその配偶者の方で、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない方を対象に、支援給付を行う。また、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	P.36	生活支援二課		支援給付は毎月1日に行っている。 通訳派遣や日常生活の相談を週3回行っている。	対象者に対して適切な支援給付をすることができた。	◎	実施を継続
53	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	生活困窮者を対象として、「松戸市自立相談支援センター」において、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。なお、路上生活者に対する支援についても本事業に含まれる。	P.36	生活支援一課	○				
54	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	2年以内に離職又は個人の責によらず就業機会等が減少し、就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として家賃相当額（上限あり）を支給する。	P.36	生活支援一課		新型コロナウイルスの影響による受給要件緩和が継続しており、令和2年度よりは受給者数が減少傾向にあるものの新型コロナウイルス流行以前よりも件数が多い状況が継続している。令和3年度は、数回にわたる制度改正に対応しながら実施した。	利用申し込みのあった世帯に対して適切に実施することができた。	◎	実施を継続
55	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とうまくコミュニケーションが取れない」等、ただちに就労が困難な方に対して、面談、適性検査、グループワーク、就労体験等、一般就労に向けた準備のための支援を行う。	P.36	生活支援一課		令和3年度は23名の利用があった。また、令和3年度中に支援終了となった8名の内、1名が就職活動を行う準備が完了し、就労を開始するまでに至っている。	対面での面談を再開したものの、なかなか成果が上がらなかった。	◎	実施を継続
56	生活困窮者自立支援事業（家計相談支援事業）	家計状況の見える化により根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付の案内等を行い、早期の生活再生を支援する。	P.36	生活支援一課		令和3年度は104名の利用があった。また、令和3年度中に支援終了となった28名の内、25名は家計の改善などの良い変化が見られた。	昨年よりも利用者数が増加した。	◎	実施を継続
57	生活困窮者自立支援事業（一時生活支援事業）	住居を失った生活困窮者に対する一時的な住居等を提供する。	P.36	生活支援一課		利用者に対して一時的な住居等の提供を行った。	利用の申し込みがあった世帯に対しては適切に利用してもらうことができた。	◎	実施を継続
58	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業等）	生活困窮世帯、生活保護世帯の子ども（小学校5・6年生、中学生、高校生）に対して、個別指導型の学習支援、居場所の提供、必要に応じた心理カウンセリングを行う。	P.36	生活支援一課	○				
59	障害福祉計画策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画の進捗管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う。	P.36	障害福祉課		松戸市障害者計画推進協議会 開催（10月）	1回開催	○	継続実施
60	松戸市地域自立支援協議会の開催	障害者総合支援法に定められている「松戸市地域自立支援協議会」を設置し、地域における障害福祉に関する関係者の連携や支援体制を協議する。	P.36	障害福祉課		相談支援部会。就労支援部会、こども部会 の開催	各部会 12回開催	○	継続実施
61	障害者居宅生活支援事業（障害者相談等業務）	障害者が在宅で安定して生活するため、様々な悩み事の相談を受け付け生活支援を行う。	P.36	障害福祉課		身体障害者相談員、知的障害者相談員で各障害者の更生支援の相談及び指導を実施	身体障害者相談員12人、知的障害者相談員5人で各障害者の更生支援の相談及び指導を実施	○	継続実施
	障害者居宅生活支援事業（精神障害者つどいの広場開催業務）【中止事業】	障害者が在宅で安定して生活するため、当事者の人たち、家族の人たちの話し合いの場を開催する。【令和2年度で廃止】	P.36	障害福祉課					

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
62	障害者手当等給付事業	日常生活が困難な特定の障害者に対し、手当の支給を行う。(難病者援護費・特別障害者手当等・ねたきり身体障害者等福祉手当・心身障害児福祉手当・特別児童扶養手当関係業務・心身障害者扶養年金・身体障害者結婚祝金・心身障害児入学祝金・就職支度金)	P.36	障害福祉課		申請をいただき、随時支給 ・難病者援護金 入院617人 通院 延26,976人 ・特別障害者手当等 延8,253人 ・ねたきり身体障害者福祉手当 延72人 ・心身障害児福祉手当 延6,669人 ・特別児童扶養手当 実施 ・心身障害者扶養年金 延0人	申請者に対して適正に支給を行った。	○	継続実施
63	障害者就労支援事業	就労相談や就労後の定着支援を実施することで、継続的な一般就労を支援する。また、工賃向上を支援し、経済的な自立を支援する。	P.37	障害福祉課	○				
64	障害者医療費助成事業	精神障害のための入院費の補助や医療費の補助を行う。	P.37	障害福祉課		重度心身障害者医療費等援護費 随時支給(通院1回・入院 300円/日(住民税所得割非課税世帯は負担なし調剤は一律自己負担なし。)) ・重度心身障害者医療費助成 延127,269件  ※精神障害者医療費等援護費については、令和2年7月31日をもって廃止	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
65	計画相談支援等給付事業	障害児・者のサービス等利用計画を作成した際の費用の補助や、特定入所費用の補足給付により負担軽減を図る。	P.37	障害福祉課		申請をいただき、随時支給 ・利用計画作成件数(児・者) 2,722件 ・高額障害福祉サービス給付費 延25人 ・高額障害児通所給付費 延33人	計画相談員によるプラン作成件数については、年々増加している。	◎	継続実施
66	障害者自立支援医療費支給認定業務	精神障害の治療または腎臓、心臓、免疫、肢体、そしゃく等の手術や治療にかかる医療費の負担軽減等の支給を行う。	P.37	障害福祉課		申請をいただき、随時支給 自立支援医療 ・精神通院医療 7,865人 ・更生医療 378人 ・育成医療 37人	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
	地域生活支援事業(相談支援業務)【重層的整備事業に移行】	相談体制の強化や障害者等の権利擁護のための必要な援助を行う。また、障害福祉サービスにはない、地域に必要なサービスの提供を行う。【令和3年度より重層的整備事業に移行】	P.37	障害福祉課					
	基幹相談支援センター等事業【重層的整備事業に移行】	障害者が自立して生活が送れるよう、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを開設し、相談支援体制の充実を図る。障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に関する啓発を行う。【令和3年度より重層的整備事業に移行】	P.37	障害福祉課					
67	重層的支援体制整備事業【R3年度より追加】	地域での総合的な相談体制の強化を図るため、相談支援事業を実施し障害者の自立支援を促進する。障害者等からの相談に応じ、情報提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。また、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。		障害福祉課		相談窓口として、中央・小金・常盤平基幹相談支援センター及び社会福祉法人桐友学園に委託。 ・中央基幹相談支援センター 8,467件 ・小金基幹相談支援センター 5,634件 ・常盤平基幹相談支援センター 9,514件 ・社会福祉法人桐友学園 217件	身近な相談の場として、市民の様々な相談を受けることができた。	◎	継続実施
68	障害者手帳の交付	身体・療育・精神の手帳を交付する。	P.37	障害福祉課		申請をいただき、随時支給 手帳所持者数 ・身体障害者手帳 13,561人 ・療育手帳 3,840人 ・精神保健福祉手帳 4,848人	手帳所持者数は昨年度に比較し増加している。	○	継続実施
69	松戸市障害者差別解消支援地域協議会の開催	地域ぐるみで障害者差別の解消に向けた取り組みを推進するネットワークであり、障害者支援の経験や専門知識を持つ人や、障害のある当事者・家族会のほか、国・県・市の関連部署を構成員とし、障害者差別相談事例の共有、障害者差別に関する相談を受けた機関等への調整・対応内容の提案、障害者差別にかかる紛争の防止や解決の後押し等を協議する。	P.37	障害福祉課	○				
70	福祉のしおり・社会資源マップ・ガイドブック等の作成	障害者とその家族に対し、各種福祉制度の概要や手続き方法等を紹介する福祉のしおり等を作成・配布することにより、障害者の方々が有する能力等に適切なサービス、助成を受けることができるよう情報提供し、生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	P.37	障害福祉課		窓口来庁時には、障害者手帳を交付する際に、障害福祉のしおり等を用いて案内を実施。郵送の場合も、障害福祉のしおり等も併せて送付。	身近な相談の場として、市民の様々な相談を受け適切に案内を行った。	◎	継続実施
71	高次脳機能障害の当事者・家族支援業務	高次脳機能障害の当事者・家族の話しあう場に出席し、情報提供を行う。	P.37	障害福祉課		感染症拡大防止の観点から規模を縮小して開催された。そのため、市への出席依頼がなかった。		△	継続実施
72	障害児支援関係事業	医療的ケア児が在宅で安心して生活できるようにすること及び支援が必要なこどもが切れ目なく支援を受けられるようにライフサポートファイルを活用した支援システムの構築を行う。	P.37	障害福祉課		・医療的ケア児連携推進会議 2回開催 ・R3年度の配布数は 72冊	・松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議を開催し、医療的ケア児の支援方法等について話し合った。 ・ライフサポートファイルについては、こども部会で、周知方法を検討し、活用方法のデータ作成をおこなった。	◎	継続実施

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
73	地域子ども・子育て支援事業	根木内・野菊野子ども館に子育てコーディネーターを配置し子育てに悩んでいる人への相談を行う。	P.37	子どもわかもの課		根木内子ども館野菊野子ども館、ほっとる一む常盤平に子育てコーディネーターを配置し、相談業務を実施。	子育てコーディネーターを配置し、それが認知されることで、相談数が増加した。関連施設と連携し、情報共有を行うことができた。	◎	引き続き、子育てコーディネーターが保護者の子育て相談を受け、児童館・子ども館・関連施設で情報共有を行っている。
74	児童館管理運営事業	子ども館の委託や児童館の施設管理を行う。児童館の職員が市内を巡回し、地域市民・利用者とともに児童の健全育成を目指す。居場所のない子どもたちへの居場所の提供を行う。	P.37	子どもわかもの課		4施設の子ども館委託及び児童福祉館管理。移動児童館については、5か所の地域で健全育成・居場所づくりを実施し、各施設において直接子どもの相談業務を行った。	コロナ禍により、児童館・子ども館は人数制限を行い、外出制限のある家庭などもあったため利用人数の増加は難航した。	△	感染症拡大については施設利用の緩和もあり、見通しが立ってきたため、引き続き子ども館、移動児童館の利用者増に対して注力していく。
75	こどもの夢支援業務	中高生に対し、様々な世代・経歴の大人の様々な価値観に触れる機会を与え、自らの将来について真剣に考えるきっかけとして「GET YOUR DREAM」事業の実施を委託する。	P.38	子どもわかもの課		2校（新型コロナウイルス感染症の影響により4校中止）	実施校の増加はなかった	×	ゲットユアドリーム事業実施校を増加させる。
76	中高生と乳幼児のふれあい体験業務	乳幼児のふれあい体験と子育て中の保護者との交流を行ったあと、命の大切さ等の講義を実施。安全に実習が進められるよう、市のおやこDE広場スタッフを配置する。	P.38	子どもわかもの課	○				
77	少年センター運営業務	盛り場や駅等で声かけを実施する少年補導員に対し、年間活動費及び街頭補導活動報償費を支給する。	P.38	子どもわかもの課		地区補導を中心にセンター補導の補導活動を実施。少年補導員に報償費を支給。	地区補導とセンター補導を行い、市内全域の盛り場・駅・公園・少年のたまり場とみられる場所を巡回し、「愛の一声」の気持ちを含めた補導活動を実施した。	◎	更に、相談機能の充実を目指し、少年センター・少年補導員・中学生生徒指導連絡協議会・学校警察連絡協議会等との連携を強化する。また、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を予防する。
78	家庭教育相談員関係業務	家庭教育相談員が、本人、保護者より家庭や非行問題等について電話相談を受ける。	P.38	子どもわかもの課		電話相談・来所相談を実施。研修参加。	電話相談が昨年と比べると25件から105件に増加しており、相談機能が強化されている。また、職員が研修に参加。	◎	引き続き、児童館で来所・電話相談を受ける。
79	青少年自立支援事業「中高生支援業務・子どもの居場所づくり事業」	放課後や長期休業中に、中高生が利用できる安心安全な居場所を提供することにより、学校や家庭以外の自由な時間と場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止、子ども一人ひとりのニーズ把握や課題解決につなげる。	P.38	子どもわかもの課	○				
80	家庭児童相談関係業務	家庭相談員、婦人相談員を置き相談業務を行う。要保護児童等への必要な支援を行う支援拠点を整備する。	P.38	子ども家庭相談課		子ども家庭総合支援拠点を設置し、平日午前9時から午後5時まで相談業務を実施。また、要保護児童等への必要な支援を実施 家庭相談員16名、婦人相談員4名を配置	滞りなく業務を実施し支援が必要な児童や女性に対して適切な支援を行うことができた。	◎	子ども家庭総合支援拠点を設置し、平日午前9時から午後5時まで相談業務を実施。また、要保護児童等への必要な支援を実施 家庭相談員17名、婦人相談員4名を配置
81	要保護児童対策地域協議会関係業務	関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待の早期発見対策、児童虐待への救済支援体制を強化する。	P.38	子ども家庭相談課		【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者（運営）会議：2回 ③実務者（ケース進行管理）会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 （市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催）	新型コロナウイルスの影響で書面開催等の変更があったが、予定とおりに会議を開催できた。このことにより関係機関との連携を深めることができた。 また、啓発活動を行うことで児童虐待防止・DV婦人相談の普及を行うことができた。	◎	【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者（運営）会議：2回 ③実務者（ケース進行管理）会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 （市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催）
82	児童短期入所等委託事業	保護者が疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張、仕事等の社会的事由により養育ができない家庭の児童を対象とし、ショートステイ、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を施設へ委託する。	P.38	子ども家庭相談課		市内2施設において、ショートステイ、日帰り養護、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を実施	様々な理由により面倒を見ることができない子どもを預かり、親の養育を支援することができた。	◎	市内2施設等において、ショートステイ、日帰り養護、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を実施
83	入院助産措置委託業務	保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる場合、その妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせる。	P.38	子ども家庭相談課		令和3年度末時点での申請件数：17件	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対して助産施設の入所費用を助成する	◎	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ、助産を受けさせることができた。
84	子どもの貧困対策推進業務	様々な環境に置かれている子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する。	P.38	子ども政策課 子どもの未来応援担当室		貧困対策を推進するため、令和4年3月に第2期松戸市子どもの未来応援プランを策定した。また、子どもの未来応援講演会を開催し、貧困対策の周知を図った。	第2期松戸市子どもの未来応援プランの策定を通じて、SDGSや貧困対策推進法の理念の実現に向けて、本市の貧困対策の推進を図ることができた。また、子どもの未来応援講演会の開催を通じて、貧困対策の啓発を図ることができた。	◎	子どもの未来応援プランの推進や、子どもの未来応援講演会の実施に加えて、子どもの貧困対策ガイドブックの作成・配布を通じて、貧困対策の一層の推進を図っていく。
85	市民健康相談事業	各種届出により健康状態を把握し、また市民の身近な健康相談の場として適切な保健指導を行うことにより、市民の健康維持・増進に役立てる。本庁及び各支所9か所に設置されている。	P.38	子ども家庭相談課 母子保健担当室		平日（日中）9か所で実施（例年同様） 届出関係10,220件、母子の相談4,382件、成人の相談8,116件	身近な健康相談の場として、市民の様々な相談を受けることができた。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
86	家庭訪問事業 妊婦訪問指導	家庭訪問により、問診・妊婦の健康状態の観察・把握・指導・相談等を行う。	P.38	子ども家庭相談課 母子保健担当室		3保健福祉センターにて保健師・助産師等が実施。 妊婦訪問実数 195人	妊婦訪問が必要とされている対象者には訪問できている。不調の早期発見、不安の解消等、相談対応をすることができた。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
87	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に助産師・保健師が訪問する。産後うつチェックリストを用いて、産後うつの早期発見・支援を行う。	P.38	子ども家庭相談課 母子保健担当室	○				
88	母子健康手帳交付業務	各市民健康相談室で妊娠届出のあった者に保健師が直接面接し、母子健康手帳の交付、必要に応じた健康支援を行う。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		平日（日中）9か所で実施（例年同様）妊娠届出数3,237人(妊娠届出数は、妊娠届受理数のため、母子健康手帳発行数とは一致しない)	母子健康手帳交付時には、必要に応じて相談を受け、今後の育児上の支援課題を把握し、継続支援に繋ぐことができた。新型コロナウイルス感染拡大により郵送交付を実施した妊婦については電話や後日来所・訪問により支援を実施できた。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
89	ママパパ学級開催事業	初妊婦とパートナーを対象に保健福祉センターとおよこDE広場等で妊娠中の生活や育児についての講話、実技、交流を行う。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		3保健福祉センターにて計113回実施。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月21日から9月末まで集団形式での事業を中止・延期しオンラインでの開催を実施。妊娠届出で把握した初妊婦数に対する、受講した妊婦（実数）の割合は51.5%で昨年度より増加した。およこDE広場等については今後の内容を検討する為、ママパパ学級における交流に関するアンケートを実施した。広場での開催は年度を通じて中止した。	初妊婦とパートナーが、家族の健康や、産後の育児や家族の生活を想像し、産後うつや健康相談、育児相談先を知る機会となった。新型コロナウイルス感染症防止策を講じながら実施することができた。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、3保健福祉センターでの実施を継続 およこDE広場等での実施について検討
90	産後ケア業務	心身の安定と育児不安の解消、児童虐待の未然防止を目的に作成する支援計画に基づき、育児の助言指導を実施。宿泊型・日帰り型は病院、訪問型は助産師会助産師が家庭訪問で実施する。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		利用者（実数）：宿泊型79件、訪問型11件、日帰り型0件	産婦健康診査費用助成が開始されたことに伴い、利用者が増加することが予想されたため迅速に対応できるよう体制整備を行った。また利用後アンケートより利用者の目的の達成度及び満足度は目標値を上回っていることから、適切な支援ができた。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
91	乳児健康診査業務	委託医療機関にて3か月児・7か月児・9か月児の健康診査を実施する。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		委託医療機関で実施（例年同様） 受診率：3～4か月児健康診査 96.3% 6～7か月児健康診査 91.9% 9～10か月児健康診査 91.8%	医師に診てもらうことで、健康状態や養育状況の確認ができ、育児不安の軽減や、養育状況の問題を把握し、改善する場になった。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
92	1歳6か月児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により一般健康診査、歯科健康診査を同時に実施し、育児や健康に関する相談を受付ける。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		一般健康診査を委託医療機関にて個別で実施し、歯科健康診査、問診、相談を3保健福祉センターにて計65回実施。 個別健康診査受診率 91.0% 集団健康診査受診率 93.6%	多数の養育者に助言・情報提供することで子育て支援の充実を図ることができた。新型コロナウイルス感染状況をみながら、実施方法について再度検討する。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施 集団健診実施回数：65回 個別健康診査受診率：97%、集団健康診査受診率97%
93	3歳児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により一般健康診査、歯科健康診査、尿検査を同時に実施する。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		3保健福祉センターにて計75回実施 受診率95.4%	多数の養育者に助言・情報提供することで子育て支援の充実を図ることができた。感染症への不安がある方へは早めにご帰宅いただけるよう配慮し、後日電話相談で対応した。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続 集団健診実施回数：75回 3歳児健診診査受診率95%を目標とする。
94	発達相談	発達の気になる子やその対応に苦慮している親等に対して、心理士協力のもと、支援の方向性を相談。必要に応じて療育機関等につなぐ。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		3保健福祉センターにて毎月2～4回実施 計231回	発達の気になる子やその対応に苦慮している親に対して助言・情報提供し、必要時療育機関等につなぐことができた。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施 相談枠を増枠し、対象者がタイムリーに相談できる機会を確保する。
95	母子保健指導業務思春期保健業務	思春期の子どもを持つ親（小学校・幼稚園の保護者）に対して保健師が男女の性や避妊、性感染症予防・自己肯定感について健康教育を行う。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室	○				
96	母子保健指導業務育児相談「赤ちゃん教室」	乳児と保護者を対象に、およこDE広場等で健康教育やグループワーク、個別相談を行う。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		19会場で計45回実施、188人の保護者が参加。 （新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月～9月は中止）	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施することができた。参加者に対しては乳児期に必要な子育てや健康に関する情報を提供し、希望者へ個別相談を実施することができた。参加数を制限したため、参加できなかった保護者に対しては電話等の個別相談で対応することができた。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、各会場定員5～10組程度、19会場で計46回実施
97	母子保健歯科指導事業「わんぱく歯科くらぶ」	2歳～3歳5か月児と保護者を対象にした教室。子どもにはう蝕活動性試験、ブラッシング指導、日常生活についての健康教育・個別相談、フッ化物塗布、歯科健診を行い、保護者には歯周病の重症化予防として口腔ケアの指導を行う。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		感染防止対策を講じ、計141回実施。緊急事態宣言中であった8/23～9/30は事業を中止した。	仕上げみがきの負担軽減になるなど子育て支援に繋がった。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、3保健福祉センターで計158回実施。
98	母子保健型利用者支援業務「親子すこやかセンター」	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み事に円滑に対応するため保健師等が専門的な見地から相談を実施し、切れ目ない支援体制を構築する。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室	○				
99	養育支援訪問業務	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。松戸市社会福祉協議会へ委託している。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		月に1回定例会議を実施（全12回） 支援が必要な家庭への支援を委託で実施（20世帯・延べ303回）	支援が必要な養育困難な家庭に対し、感染予防に配慮しながら、支援を実施できた。養育者の育児状況の改善や育児不安の軽減等に繋がった。	◎	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
100	地域子育て支援拠点業務「およこDE広場、子育て支援センター、ほっとる一む」	乳幼児とその親が気軽に集い交流を図る場や、育児相談等を行える場を設置し、子育てへのストレス等の負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備と地域の子育て支援機能の充実を図る。	P.40	子育て支援課		実施を継続	実施を継続したが、松戸地区に1カ所新設までには至らなかった。	○	事業を継続するとともに新たに1カ所新設する。
101	一時預かり業務「ほっとる一む」	理由を問わず乳幼児を一時的に預かる事業を実施することにより、子育て中の保護者の子育て支援をするとともにその負担を軽減する。	P.40	子育て支援課		実施を継続	実施を継続したが、松戸地区に1カ所新設までには至らなかった。	○	事業を継続するとともに新たに1カ所新設する。
102	子育てコーディネーター業務	地域子育て支援事業に従事しているスタッフを「子育てコーディネーター」と認定し、地域における多様な子育て支援サービスの連絡調整をすることで、子育ての孤立や不安感を解消する。	P.40	子育て支援課		実施を継続	実施を継続した。	○	事業を継続するとともに新たに1カ所に子育てコーディネーターを配置し、業務の充実に努める。
103	ファミリーサポートセンター業務	地域の中で育児の援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)が会員となり、相互に育児の援助活動を行う。	P.40	子育て支援課		利用件数：3,740件	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うことができた。	◎	実施を継続
104	ひとり親家庭就労促進業務	ひとり親家庭の親が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成することにより、就労を促進し経済的自立を図る。	P.40	子育て支援課		5名支給	ひとり親家庭の親に就労や増収につながる資格習得のための講習を受ける経費を助成することができた。	◎	実施を継続

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
105	母子・父子自立支援プログラム策定業務	自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定することにより、きめ細やかに継続的な自立・就労支援を実施する。	P.40	子育て支援課	○				
106	母子家庭等高等訓練促進業務	ひとり親が就労に結びつき易い資格取得のため、養成機関で修業する場合に訓練促進費を支給する。	P.40	子育て支援課		10名支給	ひとり親家庭の親に就労や増収につながる資格習得のための講習を受ける経費を助成することができた。	◎	実施を継続
107	ひとり親家庭学習支援業務	ひとり親家庭の親の学びなおしを支援することで、正規雇用を中心としたより良い条件での就労につなげる。また、児童に学習支援を行うことで基礎学力の向上を図り、地域での生活を総合的に支援する。	P.40	子育て支援課		市内6か所会場開設	前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、事業を継続し、対象児童らに学習の機会や居場所の提供を行った。	◎	実施を継続
108	ひとり親家庭相談支援業務	母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の自立に必要な情報提供・相談指導等の支援を行う。	P.40	子育て支援課		相談件数 10,500件	ひとり親家庭の家庭に必要な情報提供・相談指導等の適切な支援を行うことができた。	◎	実施を継続
109	母子生活支援施設入所委託業務	母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある女子が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分にできない場合に入所させその生活を支援する。	P.40	子育て支援課		1世帯2名入所（R4年3月1日時点）	ひとり親家庭それぞれの事情を鑑み、母子支援施設入所及び自立支援のための支援を行った。	◎	実施を継続
110	高等学校修学資金関係事業	経済的理由で入学困難な生徒の保護者に対し、入学時に必要な入学金等の貸し付けを可能にし、有用な人材の育成を図る。	P.40	子育て支援課 児童給付担当室		貸付は2月実施 （広報まつど）12月1日号掲載 （募集要項配布）令和3年12月2日から （配布場所）各中学校、市民課、各支所、 子育て支援課児童給付担当室 （申請期間）令和4年1月6日から3月10日 貸付件数：5件	申請者に対して適正に貸付することができた。	○	実施を継続
111	遺児手当給付事業	父母又は父母の一方と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している者に手当を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与、児童の健全な育成を図る。	P.40	子育て支援課 児童給付担当室		年3回支給（4月・8月・12月）	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	○	実施を継続
112	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもを扶養している家庭に対し手当を支給する。	P.40	子育て支援課 児童給付担当室		年6回支給（1月・3月・5月・7月・9月・11月）	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	○	実施を継続
113	ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の親及び児童に対し、医療費・調剤費の一部又は全部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。	P.41	子育て支援課 児童給付担当室		令和2年11月から現物給付化を実施。本人負担額は通院1回・入院1日あたり300円。調剤は無料（市民税所得割非課税世帯は全て無料）	申請者に対して適正に医療費を助成することができた。	○	令和4年4月診療分から市民税所得割課税世帯の対象児童に係る自己負担額について、通院1回・入院1日あたり200円に引き下げを実施。（調剤は引き続き無料）
114	生徒指導業務「中学校生徒指導連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と関係機関が情報共有を行い対応を検討する。	P.41	児童生徒課		年5回実施	学校の生徒指導体制の再確認、問題行動生徒の状況などを十分に把握できた。	○	年5回実施
115	生徒指導業務「学校警察連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と警察が情報共有を行い対応を検討する。	P.41	児童生徒課		年3回実施	各校区における問題を共有し、課題解決に向けて話し合うことができた。	○	年3回実施
116	生徒指導業務「個別支援会議の開催・調整」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のため、学校だけでは問題解決が難しい案件に関して、関係機関と協力して問題に対応する。	P.41	児童生徒課		学校の要請に応じて参加	各学校における個別の事案についての協議に参加し、情報共有や助言等を行うことができた。	○	学校の要請に応じて参加
117	いじめ防止対策委員会	定例会や臨時会を開催し、いじめ防止に関する意見を学校教育現場に還元する。	P.41	児童生徒課	○				
118	いじめ防止対応マニュアルの作成	いじめの未然防止、早期発見・早期対応、継続支援を行ううえでの参考資料として市内全小中学校に配布する。	P.41	児童生徒課	○				
119	校長会・生徒指導主任研修会	校長会や生徒指導主任研修会を開催し、いじめの積極的認知を指導する。	P.41	児童生徒課		生徒指導主任研修会にて年1回実施	いじめ事案が発生した際の学校の対応、学校いじめ防止基本方針についての内容を確認することができた。	○	生徒指導主任研修会にて年1回実施
120	『ストップ・ザ・いじめ』～子どもの心を耕す標語大作戦～	いじめ根絶のために、どのように考え行動することが大切なのかを「標語」づくりを通して児童生徒一人一人の心を耕していくことを目的に全小中学校で実施。各学校で選ばれた、いじめ防止に関する標語を教育委員会主催の行事や配付物に活用する。	P.41	児童生徒課		年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用	標語作成を通じて、児童生徒のいじめ防止に対する意識の高揚が図れた。	○	年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用
121	人権リーフレットを作成	市内全小中学校5年生に配付し、児童に人権の大切さについて指導する。	P.41	学習指導課		年1回配付	人権啓発を図る目的としてリーフレットを配付することができた。	◎	年1回配付
122	いじめ相談カードの作成	市内全小中学生に配付し、いじめについての相談先を児童生徒に周知する。	P.41	児童生徒課	○				
123	いじめ防止プログラムを作成	市内全小中学校に配布。各学校が実態に応じて活用している。	P.41	児童生徒課	○				

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
124	児童生徒活動支援業務「豊かな人間関係づくりプログラムの作成」	豊かな人間関係づくりプログラムを作成。各学校が学級経営の実態に応じたプログラム内容を実施し、児童生徒の自他の理解や自己発見を促し、他者との交流を通して共感性と自尊感情を高めるために活用している。	P.41	児童生徒課	○				
125	児童生徒活動支援業務「学級診断尺度（Q-U）調査」	子どもたちの学級生活の満足度と意欲、学級集団の状態を、質問項目への回答から測定する心理検査を行う。各学校が心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業の改善に活用している。	P.41	児童生徒課		年2回実施	松戸市立小中学校がWEBQU調査結果を基に、友人関係や学校生活に悩みを抱えている児童生徒の早期発見、早期対応に繋がった。	◎	年2回実施（令和3年度からデジタル化）
126	児童生徒活動支援業務「職場見学・職場体験」	小中学校で行われている職場体験学習を支援することで、望ましい勤労観や職業観を育てる。	P.41	学習指導課	○				
127	進路指導業務「進路適正検査」	コンピュータ診断資料を活用し、自己理解や進路についての意識付けを行い、進路学習を進める。生徒個人票に保護者向けのアドバイスを加え、連携を密にしている。	P.42	学習指導課		年1回実施	各学校において、生徒自身の進路決定における役割を果たすことができた。	◎	年1回実施
128	調査研究「教育調査」	学校生活に関するアンケートを実施し、調査結果を各校に共有する。児童生徒の実態把握に活用する。	P.42	教育政策研究課		学校生活アンケート 1月実施 回答：小学校2,4,6年生児童1984名 中学校1,2年生生徒625名	学校生活アンケートを実施し、回答を取りまとめた。結果及び考察を市立小中学校へ周知した。	◎	アンケートの実施の有無を含めた、アンケートの在り方を検討
129	特別支援教育研修会・人権教育研修会	教員の資質向上を図る研修を開催する。3つの研修すべてに参加すると教育相談に必要な基礎知識・技術が学べる。	P.42	学習指導課		研修動画を配信。	教育相談研修会「ヤングケアラー」・特別支援教育研修会「発達障害を持つ子供の支援について」・人権教育研修会「子どもの虐待」の理解を深めた。	◎	今年度は、動画配信にて研修会を実施予定。（教育相談研修会は児童生徒課が担当）
130	不登校支援研修会・教育相談研修会	効果的な不登校支援、教育相談について研修し、教員の実践力を養う。	P.42	児童生徒課		不登校支援研修会、第1回目はZOOMにて開催した。2回目は教育相談研修会をかねて対面での研修会を実施した。第3回目は、中学校区ごとにWEB開催にて実施した。。	第1回目、2回目は、不登校及び教育相談に関する研修。第3回目は、中学校区をごとに、松戸市の長欠児童生徒（不登校も含む）の状況や未然防止の観点から、小学6年生の不登校児童に対しての引継ぎをSCを交えて行った。	○	不登校支援研修会は年3回実施、不登校支援研修会の第2回は、教育相談研修会と兼ねる。（令和3年度より）
131	知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級担任研修	特別支援学級担任の資質向上を図るため、研修を実施する。	P.42	学習指導課		研修動画を配信。	「知的障害教育における学校生活・授業作り等」について理解を深めた。	◎	今年度は、動画配信にて研修会を実施予定。
132	特別支援コーディネーター研修会	特別支援コーディネーターの資質向上を図るため、研修を実施する。	P.42	学習指導課		資料配布	研修会はコロナ感染症予防対策として中止したが、コーディネーターの仕事についてパンフレットを配付し、資質向上に努めた。	○	今年度は、動画配信にて研修会を実施予定。
133	巡回指導員及び児童観察員による就学相談業務	巡回指導員が各校をまわり児童生徒を観察し、支援方法や支援体制を助言・コーディネートする。教員の資質向上を目的に学校・学級の実態に合わせた研修を行う。	P.42	学習指導課		学校の要請により実施。365回実施。	学校の要請により、児童生徒の観察を行い、支援方法や支援体制を各学校に助言、伝達することができた。学校を訪問し、教員の資質向上	○	学校の要請により実施。
134	教育相談・心理相談	小中学生、保護者、教員を対象とし、心理相談員が面談を実施する。	P.42	児童生徒課		感染症対策に配慮し、通常通り相談業務を実施した。	小中学校の児童生徒・保護者を対象に教育相談（不登校相談）を実施することができた。	○	本庁・古ヶ崎分室にて年間を通して実施。令和4年度より五香分室での相談は学習指導課へ
135	就学相談	就学前児、小中学生対象に発達検査や就学に向けての相談を行う。また、保護者の希望により指導主事が児童観察を行う。	P.42	学習指導課		対象者の相談業務を実施。676回実施	就学前児、小中学校の児童生徒・保護者を対象に就学相談を実施することができた。	◎	本庁・古ヶ崎分室・五香分室にて年間を通して実施。（令和4年度より五香分室のみ主担当）
136	松戸市教育支援センター「ふれあい学級」運営	小4～6年生、中学生を対象に、学校復帰を目指すための相談や適応指導を行う。学校と連携し個別支援を行う。	P.42	児童生徒課		感染症対策に配慮し通常通り実施した。	小学4年生～中学3年生を対象に社会的自立を目指すための相談や学習支援、進路相談、教育支援等を行うことができた。	○	年間を通し、不登校児童生徒が通う教室として運営。
137	学校・家庭支援ステーション「ほっとステーション」運営	小中学生を対象に、教育相談、訪問相談、日本語指導等の個別に応じた相談・支援を行う。	P.42	児童生徒課		感染症対策に配慮し通常通り実施した。	小学1年生～中学3年生を対象に不登校児童生徒の居場所として、活動を中心に運営することができた。また、アウトリーチ型の支援、訪問相談も行うことができた。	○	年間を通し、不登校児童生徒が通う居場所として運営。アウトリーチ型の訪問相談も実施。
138	教育支援委員会	特別支援学級利用について、個別のニーズに対応し適切な支援ができるよう審議する。	P.42	学習指導課		年10回実施。審議件数289回。	個々のニーズに対応し、適切な支援ができるよう、審議に努めた。	◎	年間10回実施予定。
139	スクールソーシャルワーカーの派遣	市SSW：子ども・保護者と直接的に関わり、様々な相談に迅速に対応して課題の解決を目指すSSWを配置する。	P.42	児童生徒課	○				
	スクールカウンセラーの派遣	児童生徒の教育相談	P.42	児童生徒課	○				
	スーパーバイザーの派遣		P.42	児童生徒課	○				
140	特別支援コーディネーター派遣	特別な支援を要する児童生徒は学校生活上で様々な困難を抱えることがあるため、個々のニーズにあわせた人材を県に派遣依頼する。	P.42	学習指導課		県の派遣事業。各学校からの依頼により随時派遣。	学校の要請に応じ、特別支援学校3校のコーディネーターによる助言を受けることができ、児童生徒に寄り添った支援ができた。	◎	県の派遣事業。各学校からの依頼により随時派遣。

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和3年度 実施状況	令和3年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和4年度 実施計画
141	特別支援教育アドバイザー派遣	特別な支援を要する児童生徒は学校生活上で様々な困難を抱えることがあるため、個々のニーズにあわせた人材を教育事務所に派遣依頼する。	P.43	学習指導課		県の派遣事業。各学校からの依頼により随時派遣。	学校の要請に応じ、県の特別支援アドバイザーによる指導助言を受けることができ、児童生徒への支援・指導にあたることができた。	◎	県の派遣事業。各学校からの依頼により随時派遣。
142	特別支援教育補助教員、補助員、支援員、看護師の配置、巡回指導員の派遣	個別のニーズに対応するため、特別支援教育補助教員、補助員、支援員、看護師、巡回指導員の人材派遣を行う。	P.43	学習指導課		市内小中学校65校のニーズに合わせて配置。	特別支援学校設置校に補助教員、補助員を配置。肢体不自由を抱える児童生徒には支援員、医療的ケアを抱える児童生徒には看護師を配置。	◎	市内小中学校65校のニーズに合わせて配置。実施を継続。
143	スタッフ派遣	特色ある学校づくりのために、各校のニーズに応じた活用ができるよう人材を派遣する。	P.43	学習指導課		市内小中学校65校・みらい分校（夜間中学）に配置。	特色ある学校づくりのために各校のニーズに応じた活用ができるよう人材を配置。	◎	市内小中学校65校・みらい分校（夜間中学）に配置。実施を継続。
144	特別支援教育支援チーム	通常学級で支援が必要な児童生徒の観察を行い、専門的な助言を受ける。	P.43	学習指導課		該当児童に対し、学校からの要請により実施。令和3年度は1回実施。（12月）	特別な支援を要する児童に対し、対応の仕方や支援の方法など、専門的な立場から助言、指導していただき、教員の指導力・資質向上につながった。	○	該当児童に対し、学校からの要請で実施予定。
145	長期欠席児童生徒月例報告	長期欠席(30日以上)の児童生徒の統計を行い、市内の傾向を把握し、対策を講じる。	P.43	児童生徒課		毎月市内各学校より報告を受け、累計・状況を把握し、対策を講じた。学校や関係部署との連携を強化。	毎月市内各学校より報告を受け、累計・状況を把握し、対策を講じた。状況を把握することで、学校や関係機関と連携することの大切さや不登校の未然防止・早期発見・早期対応について学校等に周知することができた。	○	各月、市内小中学校より報告を受け、集計、状況を把握し、長欠不登校児童生徒に対し、早期発見・早期対応、未然防止に努め、対応にあたる。
146	救急隊員に対する各種研修会、救急活動事後検証の開催	人材の育成と職員の意識改革により現有消防力を効果的に運用し、強靱な組織づくりを図る。	P.43	救急課		・各種研修会 年4回（5月、6月、10月、11月） ・事後検証 年3回（8月、12月、3月）	各種の研修会や事後検証会等を通じて、自殺に関連する情報共有を図ることができた。	○	実施を継続
147	医療関係連携業務（救急関係機関との連絡調整に係る会議等への出席）	迅速かつ確かな救急活動を実現するため、医療機関、保健所等の各種関係機関との連携を強化し、円滑な業務の遂行を図る。	P.43	救急課		・松戸市病院長連絡協議会 年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）	救急関係機関との連携調整に係る会議に参加し、連携の強化と円滑な業務の遂行を図ることができた。	○	実施を継続

# 自殺対策庁内連携会議で報告された事業

資料5

## ○基本施策

実施内容	担当課	令和3年度実施状況
1. 地域におけるネットワークの強化		
関係機関との連携強化	健康推進課	「松戸市いのち支える連携ガイドブック」を作成し、庁内外の関係部署、関係機関123か所に配布
2. 自殺対策を支える人材の育成		
ゲートキーパー養成研修の実施	健康推進課	①一般向け 参加者253名 ②若年層の支援者向け 参加者109名（いずれもオンライン）参加者合計362名、平成23年度からの累計養成者数 2,533名
3. 市民への啓発と周知		
「こころの体温計」の周知	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QRコードを掲載したチラシの配布約7,000枚</li> <li>・「こころの体温計」総アクセス数68,863件（過去2番目に多いアクセス数）</li> </ul>
市民向け講演会の開催		
4. 生きることの促進要因への支援		
子ども・若者の居場所づくり	子どもわかもの課	東松戸複合施設に市内5番目となる「青少年プラザ」を開設（市内10か所目）毎月1,000名～2,000名が来所
5. 児童生徒のこころの健康づくりの推進		
いじめ相談カードにて相談先を周知	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間電話相談窓口を記載したカードを、年1回、全小中学生に配布</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの相談 8,914回</li> </ul>

## ○重点施策

実施内容	担当課	令和3年度実施状況
1. 生活困窮者の自殺対策の推進		
多重債務に関する連絡会、相談会等の実施	消費生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県弁護士会と連携し、年2回消費者問題無料相談会を開催</li> <li>・多重債務の解決に向けて関係機関や専門窓口を紹介。相談件数 41件</li> </ul>
2. 高齢者の自殺対策の推進		
地域包括支援センターにおける相談・支援	地域包括ケア推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内15か所に地域包括支援センターを設置</li> <li>・本人、親族からの相談約10万件、支援機関からの相談約11万件</li> </ul>
福祉まるごと相談窓口における相談		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内3圏域に設置</li> <li>・専門職がアセスメントし、適切な専門機関につなぐ。相談件数12,248件</li> </ul>
4. 子ども・若者の自殺対策の推進		
学校における相談先の周知	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の公立高校8校に、こころの健康に関するキャリアファイルとともに、相談先についてのチラシを配布 2,254枚</li> </ul>

## ○生きる支援関連施策

業務名	担当課	令和3年度実施状況
重層的支援体制整備事業	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度より、基幹相談支援センターを市内3か所に増設</li> <li>・精神疾患、障害がある方の身近な相談の場として、受診につなぐことや、引きこもりについての相談も受けている。相談件数23,832件</li> </ul>

# 松戸市いのち支える 連携ガイドブック

～令和3年度版～



松戸市健康推進課



本冊子は、職員・相談員等が、窓口対応などにおいて、相談者の様子に注意し、異変に気付くとともに、関係機関が連携し、相談者を適切な支援につなげることを目的に、松戸市自殺対策の一環として作成したものです。

自殺は個人の選択の結果ではなく、生活苦や健康問題、介護疲れ、うつ病などさまざまな要因が絡み合い、心理的に追い込まれた末の死であると言われています。死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちで揺れ動いており、眠れない、食欲がないなどの自殺の危機を示すサインを発しています。また、多重債務などの解消のための経済的な支援を求めるなど、さまざまな相談機関を訪れています。

「自殺が頭をよぎったことがある」人は、4人に1人<sup>\*</sup>との報告があります。自殺は決して他人事ではありません。いま、目の前にいる相談者は、たくさんの悩みを抱え、こころが押しつぶされそうな状態かもしれません。次の相談窓口につなぐ、医療情報を伝えるなど、配慮ある橋渡しに、本冊子をお役立ていただけると幸いです。

※厚生労働省「平成29年版自殺対策白書」自殺対策に関する意識調査（平成28年10月実施）

対象：20歳以上の男女 「これまでの人生の中で本気で自殺を考えたことがある」人の割合 23.6%

## ～目次～

1. 自殺の危機を示すサイン	2
・相談者に次のような様子はありませんか？	
・異変に気付いたら	
2. こころの病気について	3
・自殺とこころの病気の関係	
・市内医療機関（精神科・心療内科）	
3. 次の相談窓口につなぐ	5
・松戸市いのち支える相談窓口連携図	
・相談窓口情報	
心身の健康	6
福祉・障害・高齢者	8
生活困窮・多重債務・労働問題	10
子ども・育児・家庭	12
法律・一般民事等	15
様々な悩み	16
24時間対応している相談窓口	17

## 1. 自殺の危機を示すサイン

相談者に、次のような様子はありませんか？

言動	支離滅裂 自分を責めるような発言 イライラしている、落ち着きがない 突然泣き出す、怒り出す 「死にたい」「もう自分はダメだ」など、自殺を示唆する発言
身なり	身なりを気にしていない 過度に痩せている 飲酒している
表情	暗い 疲れている 目線が合わない
生活	食欲がない 眠れない 興味を持っていたものへの関心を失っている

### 異変に気付いたら

本人の気持ちを尊重し、言いたいことや悩みに耳を傾け、つらい気持ちを受け止めます。急いで助言する必要はありません。「決して一人ではない」とわかってもらうことが大切です。

聞き終わったあとは「つらかったですね」「よく我慢しましたね」などねぎらいの言葉をかけます。その後、必要な情報を提供する、次の窓口まで同行するなど、適切な相談窓口や医療機関につながります。

死を考えるほど追いつめられている人は、さまざまな問題を一人で抱えて深刻に悩んでいます。NPO法人ライフリンクの実態調査では、自殺で亡くなった人は、平均4つの悩みや課題を抱えていたことが判明しています。また、相談窓口から次の窓口につなぐ際に、支援が最も途切れやすいことが明らかになっています。

## 2. こころの病気について

### 自殺とこころの病気の関係

松戸市の自殺者の原因・動機は、男女ともに「健康問題」が最も多く、中でも「うつ病」や「その他の精神疾患」の悩みや影響を受けていた方が多いことがわかっています。うつ病やアルコール依存症などの病気は、早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けることで回復することが可能です。

### 市内医療機関（精神科、心療内科の外来診療を行っている医療機関）

※令和3年11月時点の情報です。掲載を許可した医療機関のみ掲載しています。

地区	名称	診療科目	自立支援医療機関	住所 電話番号	休診日
松戸	松戸東口たけだメンタルクリニック	心・精 児童精	○	松戸 1176-2 KAMEI ビル 2 階 ☎047-712-2901	木・日・祝（土午後）
	ホロス松戸クリニック	心 ※自費診療のみ	○	松戸 1291-1 古賀ビル 201 号 ☎047-364-4127	月・日・祝
	生駒会松戸診療所	精・心	○	根本 2-20 リリー松戸 1F ☎047-710-9738	月・火・日・祝（金午前）
	たけだメンタルクリニック	心・精	○	本町 14-18 松戸トシオビル 3F ☎047-330-2006	木・日・祝（土午後）
明第1	のむらクリニック	心・精		小根本 42-3 アセット松戸 II 301 ☎047-362-8633	水・土・日・祝
	松戸クリニック	児童精	○	仲井町 1-3 ☎047-362-4148	木・日・祝
明第2	北松戸ぽぷらクリニック	心・精	○	上本郷 902-5 パークキューブ北松戸 1F ☎047-703-3131	第2・4・5 土・日・祝（火午後）
	北松戸メディカルクリニック	精・心	○	上本郷 2202-3 ☎047-365-7731	土・祝

【診療科目】心：心療内科 精：精神科 児童精：児童精神科

【自立支援医療機関】自立支援医療機関（精神通院医療）に指定されている医療機関

※休診日以外にも休診している場合があります。事前に電話でご確認ください。

地区	名称	診療科目	自立支援医療機関	住所 電話番号	休診日
東部	むさしの北総クリニック	精・心	○	東松戸 3-5-7 ラグジュアリーガーデン 2F ☎047-712-0300	木・日(要電話予約)
常盤平	常盤平中央病院	心・精	○	常盤平 6-1-8 ☎047-387-4121	日・祝(月・土午後)
	常盤平神経科クリニック	精・心	○	常盤平 5-20-1-2F 202号室 ☎047-384-3121	木・日・祝(水午後)
	恩田第二病院	精・心	○	金ヶ作 302 ☎047-387-3761	日・祝(土午後)
	ソフィアクリニック ますだ	精・心	○	日暮 4-9-1 ☎047-392-1137	水・木・日・祝
	八柱よしざわメンタルクリニック	心・精		日暮 2-5-17 パークハイツ八柱 2F ☎047-383-8822	木・日・祝(土午後)
新松戸	新松戸駅前 こころのクリニック	心・精	○	新松戸 1-439-8 新松戸岡田ビル 3F ☎047-347-0556	月・木・日・祝
	新松戸メンタル クリニック	精	○	新松戸 4-2-2 エス・エフ新松戸ビル 3F ☎047-309-6530	日・祝(月午後) 要電話予約
小金原	旭神経内科 リハビリテーション病院	精	○	栗ヶ沢 789-1 ☎047-385-5566	日・祝
	松戸ホームタウン クリニック	心・精	○	小金原 6-5-4 小金原団地 ☎047-711-6910	火・日・祝

【診療科目】 心：心療内科 精：精神科 児童精：児童精神科

【自立支援医療機関】 自立支援医療機関（精神通院医療）に指定されている医療機関

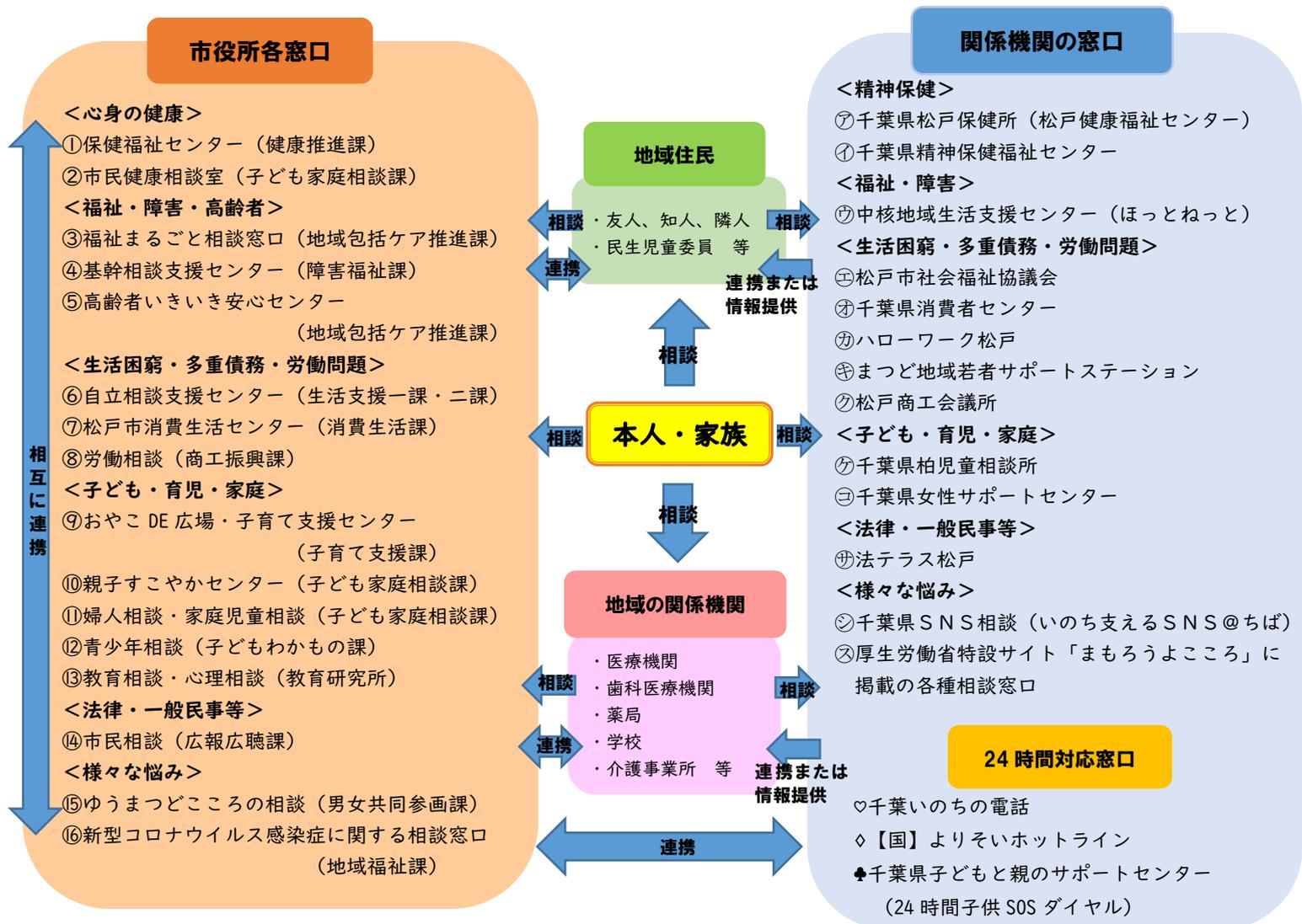
※休診日以外にも休診している場合があります。事前に電話でご確認ください。

### 3. 次の相談窓口につなぐ

#### 松戸市いのち支える相談窓口連携図

自殺対策に関連する各相談窓口の連携についてまとめた図です。

図の中心に「本人・家族」を位置づけ、「相談できる窓口」「民生委員などの地域住民」「医療機関や学校などの地域の関係機関」が相互に連携することで、本人、家族の問題が自分の部署では解決できない場合や、複合的な悩みを抱えているという場合にも、次の支援につなぎ、本人、家族のいのちを支えるネットワークを示しています。



いま、目の前にいる相談者は、たくさんの悩みを抱え、こころが押しつぶされそうな状態かもしれません。次の窓口につなぐ必要がある場合、配慮ある「橋渡し」が相談者の支えになります。

- 【橋渡しの例】
- ・ 次の窓口まで同行する
  - ・ 次の窓口の担当者に事前に連絡を入れておく
  - ・ 次の窓口の連絡先、場所、受付時間等をメモに書いて相談者に渡す

※各相談窓口の詳しい情報は、次ページ以降に記載しています（図の①、㉗など番号、記号をご確認ください）

## 相談窓口情報

**市** : 市役所各窓口

**関** : 関係機関の窓口

※令和3年11月時点の情報です

### 心身の健康に関する相談窓口



#### 市 ①保健福祉センター

来所・電話・FAX・メール

月～金曜日 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）

- ・中央保健福祉センター ☎047-366-7489 Fax 047-363-9766
  - ・小金保健福祉センター ☎047-346-5601 Fax 047-344-3400
  - ・常盤平保健福祉センター ☎047-384-1333 Fax 047-394-5223
- 【メール 3センター共通】 <成人>mckenkou@city.matsudo.chiba.jp  
<母子>mcboshihoken@city.matsudo.chiba.jp

健康に関する相談や妊娠中の生活、乳幼児の発育、発達、栄養、お口の健康に関する相談に対応します。【相談員:保健師、栄養士、歯科衛生士】

#### 市 ②市民健康相談室

来所・電話

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～12:15、13:00～17:00  
（本庁・小金のみ 8:30～17:00）

- ・本庁市民健康相談室（市役所本館1階） ☎047-366-1111（内線7750）
- ・矢切市民健康相談室（矢切支所内） ☎047-362-3181（支所代表）
- ・東松戸市民健康相談室（東松戸支所内） ☎047-703-0606（直通）※  
※R3.12.20 東部支所移転に伴い変更
- ・常盤平市民健康相談室（常盤平支所内） ☎047-387-2131（支所代表）
- ・六実市民健康相談室（六実市民センター内） ☎047-384-2525（直通）
- ・小金市民健康相談室（小金保健福祉センター内） ☎047-346-5601（直通）
- ・馬橋市民健康相談室（馬橋支所内） ☎047-345-2133（直通）
- ・小金原市民健康相談室（小金原支所内） ☎047-344-4151（支所代表）
- ・新松戸市民健康相談室（新松戸支所内） ☎047-343-5111（支所代表）

○市民の身近な健康相談の場として保健師がご相談をお受けしています。妊娠中や子育て中の母子の健康や育児についての相談も受け付けています。

○各種届出により健康状態を把握し、必要に応じて支援につなげています。【相談員:保健師】

関 ⑦千葉県松戸保健所（松戸健康福祉センター）

来所(予約制)

【精神保健福祉】第1木曜日、第3月曜日 14:00～16:00

【酒害】第3木曜日 14:00～16:30

【思春期】直接保健所に問い合わせ

松戸市小根本7 【予約】☎047-361-2138

- 精神保健福祉相談:おもに精神科受診を検討している方またはご家族に対して、精神保健に関する相談をお受けします。【相談員:医師、精神保健福祉相談員、保健師】
- 酒害相談:アルコール依存症など、アルコールに関するご相談をお受けします。【相談員:医師、精神保健福祉相談員、保健師】
- 思春期相談:思春期の「からだ」や「こころ」の悩みを持つご本人やご家族等の相談をお受けします。【相談員:医師・臨床心理士・保健師】

関 ⑧千葉県精神保健福祉センター

電話

月～金曜日 9:00～18:30（祝日・年末年始を除く）

千葉市中央区仁戸名町 666-2 ☎043-263-3893(相談専用回線)

こころの悩み、こころの病や障害、医療機関や相談機関情報を知りたい等、こころの健康に関することをご相談ください。

## 福祉・障害・高齢者に関する相談窓口



市

### ③福祉まるごと相談窓口

来所・電話

月～金曜日 9:00～16:30（祝日・年末年始を除く）

- ・市役所本館1階 地域包括ケア推進課内 ☎047-366-1100
- ・市内3圏域の窓口  
☎080-3315-9158(中央圏域)  
☎080-3315-9185(常盤平圏域)  
☎080-3314-7334(小金圏域)

福祉に関する困り事(サービスや制度を知りたい、どこに相談したらよいか分からない等)の相談窓口です。専門職が相談者とともに考え、課題を整理し、必要なサービスを紹介したり、担当の課におつなぎします。【相談員:医療、福祉の専門職】

市

### ④基幹相談支援センター

来所・電話・FAX・メール

月～金曜日 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）

※中央基幹相談支援センターCoCoは19:00まで

- ・中央基幹相談支援センターCoCo ☎047-308-5028 Fax 047-366-1138  
(総合福祉会館2階) メール matsudo-kikan@bz04.plala.or.jp
- ・小金基幹相談支援センターおんぷ ☎047-712-2112 Fax 047-712-2126  
(小金442-14 秋山ビル3階) メール kikan-kogane@matsusato.or.jp
- ・常盤平基幹相談支援センターふれあい ☎047-388-6225 Fax 047-388-6222  
(健康福祉会館内) メール fureai-kikan@bz04.plala.or.jp

障害福祉サービスに関する事など、様々な困りごとや悩みについて、専門機関や地域の様々な方々と協力し、必要な情報を提供しながら、一緒に解決方法を考えていきます。必要に応じてご自宅などにも訪問します。

令和3年度から3か所に増え、ひきこもりに関する相談も受け付けるようになりました。

【相談員:専門相談員】

市 ⑤高齢者いきいき安心センター

来所・電話

月～金曜日 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）  
 ※開所日時に相談が難しい場合にはお問い合わせください。

	住所	電話番号
明第 1	稔台 7-13-2 第 3 山田マンション 101-A	047-700-5881
明第 2 西	栄町西 3-991-15	047-382-5707
明第 2 東	上本郷 3196 パインツリーコート 1 階	047-382-6294
本庁	松戸 1292-1 シティハイツ 1 階	047-363-6823
矢切	上矢切 299-1 総合福祉会館内	047-710-6025
東部	紙敷 1186-8 第二南花園内	047-330-8866
常盤平	常盤平 2-24-2 常盤平団地中央商店街 C-5	047-330-6150
常盤平団地	常盤平 2-24-2 常盤平団地中央商店街 C-6	047-382-6535
五香松飛台	五香西 2-35-8 斉藤ビル 1 階	047-385-3957
六実六高台	六高台 2-6-5 リバティベル 1 階	047-383-0100
小金	小金 3 高橋ビル 4 階	047-374-5221
小金原	栗ヶ沢 789-22	047-383-3111
新松戸	新松戸 1-414 大清堂ビル 1 階	047-346-2500
馬橋西	西馬橋広手町 40-1 秀栄ビル 101	047-711-9430
馬橋	中和倉 130 第 1 コーポオンダ 1 階	047-374-5533

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどが中心になって、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ち、安定した生活が送れるよう、適切なサービスや制度の利用につなげています。

【相談員：社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなど】

関 ⑥中核地域生活支援センターまつど（ほっとねっと）

電話・FAX・メール

年中無休

松戸市新松戸 4-129-101

☎047-309-7677(専門相談電話)

Fax 047-309-7678

メール info-hotnet@harutaka-aozora.org

相談者の対象は問いません。様々な障害をお持ちの方、ご家族の方々や地域の援助者、ボランティアの方などから、福祉に関するあらゆる相談をお受けします。また、緊急相談については、24 時間 365 日、いつでもお受けしています。

## 生活困窮・多重債務・労働問題に関する相談窓口



### 市 ⑥ 自立相談支援センター

来所・電話・FAX

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

市役所本館 3 階 ☎047-366-0077 Fax 047-366-0550

経済的な不安を抱える方の相談をうかがい、就職・住居・家計管理・子どもの学習などの様々な困りごとに対して問題を整理し、それらの解決に向けて相談支援員が寄り添って支援を行います。  
【相談員:専門の相談支援員】

### 市 ⑦ 松戸市消費生活センター

来所・電話

月～金曜日 8:30～16:00（祝日・年末年始を除く）

京葉ガスF松戸第 2 ビル 5 階 ☎047-365-6565

市民の方の商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談を受け、解決のための助言などを行っています。【相談員:専門の消費生活相談員】

### 市 ⑧ 労働相談

来所・電話

月・木曜日 17:00～20:00（年末年始・第 3 木曜日を除く）

松戸市勤労会館 ☎047-365-9666

労働問題に関するトラブル等でお悩みの方の相談に、社会保険労務士がお答えします。  
【相談員:社会保険労務士】

関 ①松戸市社会福祉協議会

来所(予約制)・電話

月～金曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)

松戸市上矢切 299-1 ☎047-368-0912

○生活福祉資金貸付制度

低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことによって、自立と生活の安定を図ることを目的とする貸付制度です。

○総合支援資金貸付・緊急小口資金貸付

休業等により収入が減少された方(世帯)に対して生活費等の資金の貸付を行っています。

関 ②千葉県消費者センター

来所・電話

月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:30 (土曜日は 16:00 まで)

船橋市高瀬町 66-18 ☎047-434-0999 (相談専用電話)

商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活や多重債務、個人情報保護に関する相談を受け付けています。※来所される場合は事前にお電話ください。

関 ③ハローワーク松戸

来所・電話

月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3 階、5 階、10 階 ☎047-367-8609

地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。

関 ④まつど地域若者サポートステーション

来所(予約制)・電話

月～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:30～17:00(受付は16:30まで)

松戸市松戸 2060 松戸商工会議所別館 2 階 ☎047-703-8301

働くことに悩みのある若者(15歳～49歳)が、キャリアコンサルティング、就職応援セミナー、ジョブチャレンジを通し、一人ひとりに合った働き方を実現できるように支援する就職支援機関です。

関 ⑨松戸商工会議所

来所・電話・FAX・メール

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

松戸市松戸 1879-1 ☎047-364-3111  
Fax 047-365-0150 メール info@matsudo-cci.com

松戸市内で営業している商工業者の方は、法人、団体、個人事業主を問わず、どなたでも加入できます。会員になると、様々な情報が得られるほか、各種無料相談を受けることもできます。

子ども・育児・家庭に関する相談窓口



市 ⑨おやこ DE 広場・子育て支援センター

来所・電話

施設により異なる ※詳細は電話やホームページを参照

【おやこ DE 広場】

名称	住所	電話番号
おやこ DE 広場ゆうまつど	本町 14-10 男女共同参画センターゆうまつど3階	090-9385-7714
ほっとるーむ松戸	松戸 1307-1 松戸ビルディング 4 階松戸文化ホール内	047-393-8531
おやこ DE 広場にこにこキッズ	松戸 1155 聖徳大学1-F 館	047-365-1111
おやこ DE 広場南花島	南花島 4-63-5 旧土地開発公社脇プレハブ	080-5877-6239
おやこ DE 広場北松戸	上本郷 3870 北松戸保育所 2 階	047-367-4848
おやこ DE 広場旭町	旭町 1-174 シニア交流センター3階	080-3285-7673
おやこ DE 広場馬橋	(月・水・金)中根 459 中根公民館 (火)馬橋 1854-3 馬橋東市民センター	090-9831-1140
ほっとるーむ新松戸	新松戸 3-1-4 新松戸未来館1階	047-375-8737
おやこ DE 広場北小金	(水・木・金)小金 1 ピコティ北小金東館 2 階 (月)小金 2 ピコティ西館 3 階小金保健福祉センター	080-3588-8352
おやこ DE 広場小金原	小金原 2-3 根木内小学校内タウンスクール根木内3階	080-3010-1746
おやこ DE 広場根木内こども館	根木内 145 (児童養護施設 晴香園内)	047-315-2985
おやこ DE 広場野菊野こども館	野菊野 6 野菊野団地 6 号棟 2 階	047-331-1144
ほっとるーむ常盤平	常盤平西窪町 12(常盤平児童福祉館 2 階)	090-9830-8974
おやこ DE 広場ふれあい22	五香西 3-7-1 健康福祉会館1階	047-383-0022
ほっとるーむ東松戸	東松戸 3-2-1 アルフレンテ 3 階	047-701-5508
おやこ DE 広場みのり台	稔台 1-32-6	070-4097-6464
おやこ DE 広場矢切	三矢小台 3-10-5 矢切支所 2 階	070-7483-7694
おやこ DE 広場八ヶ崎	(月・火・金)松戸市八ヶ崎 3-28-4 八ヶ崎新町会館 1 階 (木)松戸市八ヶ崎 5-15-1 八ヶ崎市民センター内	080-3177-1746
ほっとるーむ八柱	日暮 1-1-1 八柱駅第 2 ビル 4 階A号室	047-392-7081

## 【子育て支援センター】

名称	住所	電話番号
CMS 子育て支援センター	六実6-13-2 六高台保育園内	047-394-5590
チェリツシュ・サポート・システム	野菊野5 野菊野こども園内	047-308-5880
子すずめ子育て支援センター	日暮1-8-4 子すずめ保育園内	047-387-0124
あおば子育て支援センター	紙敷 3-8-11 東松戸保育園内	047-387-5456
ドリーム子育て支援センター	栄町 3-185-1 さわらびこども園・さわらびドリームこども園内	070-3935-1230
はなみずき子育て支援センター	常盤平 3-25-2 はなみずきこども園内	047-710-8070
グレース子育て支援センター	大金平 3-132-1 大金平グレース保育園内	047-382-6182
風の丘子育て支援センター	大橋 300-1 認定こども園 風の丘内	047-375-8447

0歳の赤ちゃんから親子で利用できる「フロア」が開催されており、講座の開催や電話・メールでの子育て相談も行っています。

※施設によって対象・時間・内容が違いますので電話やホームページ等でご確認ください。

### 市 ⑩親子すこやかセンター

来所・電話

月～金曜日 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）

- ・中央保健福祉センター内 ☎047-366-7766
- ・小金保健福祉センター内 ☎047-346-6066
- ・常盤平保健福祉センター内 ☎047-384-8020



妊娠・出産から子育て期まで、切れ目のない支援を行います。さまざまな疑問や不安などお気軽にご相談ください。保健師、助産師、社会福祉士が関係機関と連携しながらサポートしていきます。  
【相談員：保健師、助産師、社会福祉士】

### 市 ⑪婦人相談・家庭児童相談

来所・電話・FAX・メール

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

中央保健福祉センター3階 【婦人】☎047-366-3955 【家庭児童】☎047-366-3941  
Fax 047-366-3901 メール mckodomosoudan@city.matsudo.chiba.jp

○婦人相談：婦人の心配事やDVに関する相談、その他相談を、婦人相談員がお受けします。  
【相談員：婦人相談員】

○家庭児童相談：子育ての不安、虐待が疑われる事案、子どもからの相談など、18歳未満の子どもに関する相談を受け付けています。相談者の秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。  
【相談員：家庭相談員】

市 ⑫ 青少年相談

来所・電話

火～土曜日 9:30～17:00（年末年始を除く）

常盤平児童福祉館 ☎047-384-7867



子ども自身の学校・家庭・友達・性の悩みなど親にも先生にも言えない悩みや、保護者からの子どもとの接し方など、相談員が親身になって相談に応じ、その解決を援助します。

【相談員：家庭教育相談員】

市 ⑬ 教育相談・心理相談

来所(予約制)・電話(予約制)

月～金曜日 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）

教育研究所 【予約】☎047-366-7600

就学相談(年長～中学3年生)、教育(不登校)相談(小学1年生～中学3年生)に関する相談に対応します。【相談員：心理相談員】

関 ア 千葉県松戸保健所（松戸健康福祉センター）

来所(予約制)・電話

月～金曜日※来所は金曜日のみ 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

松戸市小根本7 ☎047-361-6651 (DV相談 専用電話)

夫婦間、パートナー間の身体的、精神的、性的等、あらゆる形の暴力について相談をお受けします。

関 ケ 千葉県柏児童相談所

来所・電話

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

柏市根戸 445-12 ☎04-7134-4152 (電話相談)

18歳未満の児童に関する問題について、児童や保護者などからの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、援助や指導を行う行政機関です。

なお、来所での相談を希望される場合は、電話で予約の上、来所いただきますようお願いいたします。

関 ㊦千葉県女性サポートセンター

来所(予約制)・電話

電話:24時間 365日

面接:月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

☎043-206-8002(相談専用電話)

配偶者や交際相手からの暴力、夫婦不和、ストーカー被害など女性の抱える諸問題について広く相談に応じ、保護・援助を必要とする女性の支援を行っています。

法律・一般民事等に関する相談窓口

市 ㊧市民相談

来所(予約制の場合あり)・電話・オンライン(予約制)

内容により異なる ※ホームページ等参照

市役所本館 2階 相談コーナー 【予約】☎047-366-1162

日常生活での様々な問題や心配ごと、悩みごと等の相談をお受けするとともに、各専門相談員による専門相談を実施しています。【相談員:専門相談員】

関 ㊨法テラス松戸

来所・電話

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

松戸市松戸 1879-1 松戸商工会議所会館 3階 ☎0570-078316

法的トラブルの解決に向けた情報提供、相談窓口の案内を行っています。収入・資産が一定額以下の方には無料法律相談もご案内できます。

## 様々な悩みに関する相談窓口



### 市 ⑮ ゆうまつどこころの相談

【女性】来所(予約制)・電話(予約制) 【男性】電話

#### 【女性のこころの相談】

- ・第1月・木曜日(休館日、年末年始を除く) 14:00～20:00
- ・第2～第4月・木曜日(休館日、年末年始を除く) 10:00～16:00

#### 【男性のこころの相談】

第1・第3金曜日 17:30～20:30

ゆうまつど ☎047-363-0505

自分の性格や生き方、夫婦やパートナー、親子等の関係、職場や近所の人間関係など悩んでいる方に専門カウンセラーが相談にあたります。【相談員:専門カウンセラー】

### 市 ⑯ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

来所(要予約)・電話・メール

月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

#### 【松戸市新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル】

☎0120-415-111(音声ダイヤルで5番を選択)

メール [mccoronasoudan@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mccoronasoudan@city.matsudo.chiba.jp)

国や県の支援制度等、新型コロナウイルス感染症に起因することであれば内容は問いません。お気軽にご相談ください。

### 関 ⑰ いのち支える SNS@ちば (千葉県 SNS 相談)

SNS(LINE)

水、土、日曜日(3月は月曜日も追加)  
18:00～22:00



様々なこころの悩みを持つ方へ、専門のカウンセラーが SNS を通じて、こころに寄り添い、支援します。電話や対面では打ち明けづらい仕事・家庭・対人関係などのこころの悩みをメッセージで気軽に相談してください。【相談員:専門カウンセラー】

## 関 ②厚生労働省特設サイト「まもろうよこころ」（各種相談窓口の紹介）

来所・電話・FAX・メール・SNS(LINE、Twitter 等)

URL [mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/soudan/](https://mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/soudan/)

厚生労働省のホームページ「まもろうよこころ」には、電話、SNS など様々な相談方法と窓口が紹介されています。

### 24 時間対応している相談窓口

#### ♡千葉いのちの電話

来所(予約制)・電話・メール

電話:電話番号により異なる(下記参照)

対面:月・火・金・土曜日 11:00、13:00、14:30

千葉市中央区本町 3-1-16CIDビル 1 階

☎①043-227-3900 (電話相談、24 時間、365 日)

※電話相談時間は変更する場合があります。お手数ですがホームページでご確認ください。

☎②0120-783-556(フリーダイヤル電話相談、毎日 16:00~21:00、毎月 10 日 8:00~翌日 8:00)

☎③0570-783-556(ナビダイヤル電話相談、毎日 10:00~22:00)

☎④043-222-4331(対面相談予約専用)

メール [ll-chiba@chiba-inochi.jp](mailto:ll-chiba@chiba-inochi.jp) URL <https://www.chiba-inochi.jp/>

仕事、家族、生き方、様々な人間関係、こころの痛みをお話してください。

#### ◇よりそいホットライン

24 時間 365 日

電話・FAX・メール・SNS

☎0120-279-338 Fax 0120-773-776

URL【電話・FAX】<https://www.since2011.net/> 【メール・SNS】<https://comarigoto.jp/>

厚生労働省の補助金事業として、一般社団法人社会的包摂サポートセンターが運営する、誰でも利用できる悩み相談窓口です。

どんな人のどんな悩みにもよりそって一緒に解決する方法を探します。自殺予防、DV・性暴力、セクシュアルマイノリティ、外国語の専門相談があります。

## ♣ 千葉県子どもと親のサポートセンター

来所(予約制)・電話・FAX・メール・SNS(中高生対象 LINE)

電話:24 時間 365 日 対面:月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

SNS:火・木・日曜日 17:00～21:00

千葉県稲毛区小仲台 5-10-2

☎0120-415-446(サポートセンター相談ダイヤル)

※新規の来所相談は、電話(上記フリーダイヤル)で事前に申し込んでください  
(受付時間 平日 8:30～16:30)

☎0120-0-78310(24 時間子供 SOS ダイヤル)

Fax 043-207-6041

メール [saposoudan@chiba-c.ed.jp](mailto:saposoudan@chiba-c.ed.jp)

SNS QRコード



学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、子ども本人や保護者、教職員の相談を受けています。



松戸市いのち支える連携ガイドブック

令和3年12月発行

編集/発行 松戸市健康推進課

〒271-0072

松戸市竹ヶ花74-3 中央保健福祉センター内

電話 047-366-7486

E-mail:mckenkou@city.matsudo.chiba.jp

～松戸市からのお知らせです～



## ひとりで抱え込まずに相談してください

松戸市には、生きづらさを感じている方のための相談窓口があります。  
相談しやすい方法で、お気軽にご相談ください。

### 生きる支援相談窓口 (松戸市健康推進課)

精神保健福祉士・保健師などの専門職が  
お話を伺います。

**☎047-703-9293**

月曜から金曜 8時30分～17時  
(祝日・年末年始を除く)

### NPO 法人 自殺対策支援センター ライフリンク

毎日、電話やLINEで相談できます。

【電話】

#いのち SOS

**☎0120-061-338**

月・木曜 24時間受付

火・水・金・土・日曜 8時～24時

【LINE】

生きづらびっと

月・水・金・土曜

11時～16時30分

(16時まで受付)

月・火・木・金・日曜

17時～22時30分

(22時まで受付)



QRコード

相談者を協力して支援するため、松戸市とライフリンクは、  
連携協定を締結しています。

### その他の窓口のご案内

#### ○千葉いのちの電話

仕事、家族、生き方、人間関係など さまざまな悩みをお話してください。

**☎043-227-3900** 24時間 365日受付

#### ○よりそいホットライン

どんな人のどんな悩みにも 専門の相談員と一緒に解決する方法を探します。

**☎0120-279-338** 24時間 365日受付

【メール・チャット相談 URL】 <https://comarigoto.jp/>

生きる支援相談窓口 相談実績 (R4,4月～8月)

○相談件数

	初回				継続				合計			
	電話	面接	訪問	計	電話	面接	訪問	計	電話	面接	訪問	計
4月	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	1	2
5月	1	1	0	2	0	0	1	1	1	1	1	3
6月	13	1	0	14	13	1	0	14	26	2	0	28
7月	17	0	0	17	7	0	1	8	24	0	1	25
8月	25	0	0	25	13	0	0	13	38	0	0	38
計	57	2	1	60	33	1	2	36	90	3	3	96

○相談所要時間 (分)

	初回				継続				合計			
	電話	面接	訪問	計	電話	面接	訪問	計	電話	面接	訪問	計
4月	22	0	120	142	0	0	0	0	22	0	120	142
5月	23	80	0	103	0	0	60	60	23	80	60	163
6月	383	90	0	473	197	68	0	265	580	158	0	738
7月	623	0	0	623	145	0	90	235	768	0	90	858
8月	913	0	0	913	344	0	0	344	1257	0	0	1257
計	1964	170	120	2254	686	68	150	904	2650	238	270	3158

○相談者の性別・年齢

	男性			女性			計		
	初回	継続	計	初回	継続	計	初回	継続	計
20歳以下	0	0	0	1	0	1	1	0	1
20代	0	0	0	3	1	4	3	1	4
30代	4	5	9	9	3	12	13	8	21
40代	5	10	15	8	4	12	13	14	27
50代	3	1	4	13	7	20	16	8	24
60代	2	0	2	1	2	3	3	2	5
70代	2	1	3	6	2	8	8	3	11
80歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	1	0	1	2	0	2	3	0	3
計	17	17	34	43	19	62	60	36	96

○相談経路 (初回相談60名)

本人	家族	知人	関係機関	計
48	5	4	3	60

○相談内容 ※初回・継続計95名、1人につき複数計上

	男性	女性	計
生き方・生きがい	9	13	22
孤独	1	7	8
仕事	5	11	16
経済	6	5	11
家庭	1	17	18
夫婦	4	10	14
育児	0	4	4
介護	0	1	1
ひきこもり	0	6	6
対人	5	10	15
男女	0	2	2
身体	13	14	27
精神	18	31	49
計	62	131	193

○相談例

生き方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気分がソワソワして落ち着かず片付けもできない</li> <li>・身近な身内が続けて亡くなり気落ちした ・気持ちがつらい、孤独</li> </ul>
仕事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事のストレスで辛い、退職したいが言い出せない</li> <li>・業務中（営業車運転中）の車両玉突き事故に遭い、労災扱い休職中</li> </ul>
経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫が借金、浪費、他人のお金に手をつける、解雇等あり、現在も借金返済中</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妻（双極性障害あり）がイライラして足や腕を踏む</li> <li>・別に暮らす次女との関係悪く（暴言を吐く、無視する）疲れた。</li> <li>・うつ病がひどく入院したいが、夫が入院費を出さないとやっている。</li> </ul>
夫婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫の不倫を知り、平穏な家族を壊したくないが息苦しい。</li> <li>・コロナ禍で夫の在宅率高く、細かくもめることが増えた。</li> <li>・不本意な離婚話をされ、病気も重なりつらい。</li> </ul>
育児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児二人育児中、育児ノイローゼ 気味、心身共に疲れた</li> </ul>
対人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初々々 思考を責められつらい。</li> <li>・近所女性が、自分のことを泥棒と言ったり、周囲に悪口を言っている。</li> <li>・対人関係が不得手で働けない、嫌なことを我慢してまで生きたくない。</li> </ul>
身体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大腸ポリープが見つかり手術を控え不安を抱えている。</li> </ul>
精神	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援A型作業所で働いているが、体調不良。父母に怒鳴られるのが怖い。</li> <li>・高校時代に自殺未遂。今も男性の声や多数の人の声を聞くと苦しく嘔吐。</li> </ul>

○対応

	初回	継続	計
情報提供・傾聴	49	21	70
相談継続	6	12	18
関係機関につなぎ	4	3	7
関係機関と連携	1	0	1
計	60	36	96

# ひとりで抱え込まずに相談を

～県内初「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク」と協定締結～

松戸市では、令和4年7月1日より、国による SNS 等相談事業を運営する NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク（以下「ライフリンク」という）と連携協定を締結します。本市の自殺者数は、国と同様、女性がコロナ禍前と比較すると高い傾向にあり、年代別では 20 代、30 代が増加傾向にあることから、女性や若者の利用率が高い SNS 等相談事業を活用して、相談機能の充実を図ります。

なお、同 NPO と連携した相談事業を実施するのは県内初の取り組みです。

この他、今年度より、生きているのがつらい、生きづらさを感じている方のための相談窓口「生きる支援相談窓口」を開設し、精神保健福祉士、保健師などの専門職がお話を伺い、相談者の支援に取り組んでいます。

●協定の名称 自殺対策 SNS 等相談事業における「連携自治体事業」

●締結日 令和4年7月1日（金）

●協定の主な内容

（1）SNS 等相談事業における連携した支援（つなぎ支援）

ライフリンクの SNS 等相談事業を利用した市民で、継続的な支援の必要がある方（同意を得られた方）について、市が引継ぎ、相談者の抱える課題の解決を図れるよう、関係機関と連携して支援を行う。

（2）自殺予防のための相談窓口の周知

自殺等のリスクの高い市民に対して、相談窓口を案内する。

また、市の相談窓口等において、案内リーフレット（ライフリンクの SNS 等相談窓口等を掲載）を配布し、必要な方が利用できるよう広く周知する。

（3）相談支援の質の向上

ライフリンクの研修等に市職員が参加し、相談支援の質の向上に努める。

●ライフリンクについて

法人名称	特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク
設立	2004年10月設立
沿革	<p>自殺のない「生き心地の良い社会」をめざして2004年10月設立し、自殺総合対策・自死遺族ケアの推進、自殺防止のための啓発活動に取り組んでいる。シンポジウムの開催や自殺総合対策の提言の他、「自殺対策基本法」（平成18年・28年改正）や「自殺総合対策大綱」（平成24年・29年改正）策定、自治体の自殺対策計画策定等に関わり、また、自殺の実態の調査研究や情報発信、自殺対策強化月間の導入など、基盤整備にも深く携わる。</p> <p>相談事業としては、2018年3月から厚生労働省自殺防止対策事業で、若年層がアクセスしやすい自殺対策 SNS 等相談事業「生きづらびっと」を開始し、2021年2月からは電話による相談事業「#いのちSOS」を新たに始め、より有効な相談及び支援を全国で展開している。</p>
所在地	東京都
代表者名	代表 清水康之

## 「連携自治体専用アカウントカード」について

### ○カードの概要

連携自治体のみ配布されるカード。カードに記載の QR コードから直接ライフリンクの SNS 相談につながり、相談員が優先的に対応する。電話相談の番号も記載。

### ○配布数 10,000 枚

### ○配布時期 令和 4 年 10 月頃～ ※終了時期は未定

### ○配布対象、配布方法

※説明会資料より抜粋

自殺リスクの高い方に届けていただく名刺大のカードです。

自殺未遂者・自殺企図者等で、警察署や消防署が保護した方、また医療機関から退院した方に、関係機関と連携して届けていただきます。

そのほかにも以下の連携が考えられます。

- ① 福祉一般:引きこもり支援担当と連携し、引きこもりの方やその家族
  - ② 教育:スクールソーシャルワーカーと連携し児童生徒に届ける
  - ③ 母子保健:産後うつで自殺リスクが高い母親や虐待対応ワーカーと連携し親や子に届ける
  - ④ 高齢:地域包括支援センター相談員と連携し8050問題の親子、また孤独孤立を訴える高齢者、高齢者虐待の恐れのある高齢者に渡す
  - ⑤ 児童:シングルマザーや虐待 WC(特定妊婦対応含む)と連携し届ける
  - ⑥ 生保:生保 CW と連携して保護受給者で自殺リスクが高い方にカードを渡す
- その他、各自治体の工夫の中で、ハイリスクの方にプッシュ型支援でお渡しいただきます。

### ○本市の配布対象、配布方法(案)

#### 1. 警察との連携

カードをもって挨拶に行き、自殺未遂者・自殺企図者等に渡してもらえないか相談

#### 2. 医療機関との連携

11 月 3 日に千葉県と共催する PEEC コース(精神科的問題を有する身体救急患者に対する標準的な対応スキルを身につける研修)にて相談できないか検討

#### 3. 各相談窓口との連携

- ① 庁内連携会議構成課、関係機関にアンケートを実施
- ② 回答を踏まえ、配布対象・配布方法を検討し、配布を依頼

# 実物大見本

表面



裏面

